

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

新	旧	備考
<p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第1 基本方針</p> <p>本町は町域の特性や将来の気候変動等外部環境の変化に十分配慮しつつ、県の協力を得て風水害に強いまちづくりを行うものとする。</p> <p><u>また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちづくりの形成</p> <p>a 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の<u>発</u> <u>表</u>・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。</p> <p>e 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの<u>提供</u></p> <p>(c) 河川について築堤、<u>河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等</u>の建設等の推進</p> <p><u>(j) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</u></p> <p>(k) 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進</p> <p><u>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</u></p> <p>(1) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防</p>	<p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第1 基本方針</p> <p>本町は町域の特性や将来の気候変動等外部環境の変化に十分配慮しつつ、県の協力を得て風水害に強いまちづくりを行うものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちづくりの形成</p> <p>a 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の<u>発</u> <u>令</u>・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。</p> <p>e 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの<u>開示</u></p> <p>(c) 河川について築堤、<u>河床掘削等の河道の整備、雨水暗渠等</u>の建設等の推進</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(j) 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進</p> <p>(k) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防</p>	

第2編 風水害対策編
 第1章 災害予防計画
 第1節 風水害に強いまちづくり

新	旧	備考
<p>災施設及び要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点に実施する等の生活防災緊急対策の推進</p> <p>(m) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進</p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び<u>山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</u></p> <p><u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</u></p> <p><u>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</u></p> <p>(o) 農業用排水施設の整備、<u>決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合</u>、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p> <p>(p) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>イ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p>	<p>災施設及び要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点に実施する等の生活防災緊急対策の推進</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進</p> <p>(m) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備</p> <p>(n) 農業用排水施設の整備、<u>老朽ため池等の補強</u>、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p> <p>(o) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上水道等</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

新	旧	備考
<p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、<u>輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく</u>など協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p>	<p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上水道、電気、電話等の施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第3節 情報の収集・連絡体制計画

新	旧	備考
<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等災害関連情報の収集蓄積に努めるとともに、県砂防情報ステーションやパソコンネットワーク等の活用により、災害情報等共有化、住民への周知を図るものとする。</p> <p>また、蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成、活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。</p> <p><u>また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等災害関連情報の収集蓄積に努めるとともに、県砂防情報ステーションやパソコンネットワーク等の活用により、災害情報等共有化、住民への周知を図るものとする。</p> <p>また、蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成、活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。</p>	

第2編 風水害対策編
 第1章 災害予防計画
 第4節 活動体制計画

新	旧	備考
<p>第4節 活動体制計画 第3 計画の内容 3 防災中枢機能等の確保 (1) 現状及び課題 災害時に応急対策の中心的役割を果たす町の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。町においては、年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の設備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>このため、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>第4節 活動体制計画 第3 計画の内容 3 防災中枢機能等の確保 (1) 現状及び課題 災害時に応急対策の中心的役割を果たす町の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。町においては、年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電等の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>このため、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第5節 広域相互応援計画

新	旧	備考
<p>第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>町は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町及び関係機関が実施する計画】</p> <p>ア 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を 取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、<u>実行性の確保に努め</u>、必 要な準備を整えるものとする。</p>	<p>第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>町は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町及び関係機関が実施する計画】</p> <p>ア 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を 取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるもの とする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第6節 救助・救急・医療計画

新	旧	備考
<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 長野厚生連佐久総合病院<u>佐久医療センター</u>又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。</p> <p>(ウ) <u>災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。</u></p>	<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。</p> <p>(ウ) <u>災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。</u></p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第7節 消防・水防活動計画

新	旧	備考
<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】</p> <p>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の事項を実施するものとする。</p> <p>(ア) <u>浸水想定区域内に位置し</u>、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(イ) <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し</u>、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、</u>作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p>	<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】</p> <p>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の事項を実施するものとする。</p> <p>(ア) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(イ) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、</u>作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第8節 要配慮者支援計画

新	旧	備考
<p>第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難行動要支援者避難支援計画の運用</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を<u>得ることにより、また、条例等の定めにより、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供<u>するとともに、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置をとるものとする。</p> <p>なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。</p> <p>カ 避難行動要支援者の移送計画</p> <p>町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所及び福祉避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p><u>エ 避難所における要配慮者支援体制の整備</u></p> <p><u>町は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>オ 緊急通報装置等の整備</u></p> <p>町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。</p> <p><u>カ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</u></p> <p>町は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、<u>NPO・ボランティア</u>等や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者</p>	<p>第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難行動要支援者避難支援計画の運用</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を<u>得た上で、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置をとるものとする。</p> <p>なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。</p> <p>カ 避難行動要支援者の移送計画</p> <p>町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>指定緊急</u>避難場所から指定避難所及び福祉避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>エ 緊急通報装置等の整備</u></p> <p>町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。</p> <p><u>オ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</u></p> <p>町は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、<u>ボランティア団体</u>等や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第8節 要配慮者支援計画

新	旧	備考
<p>以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p> <p>キ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>ク 災害発生時等の支援協力体制の整備</p> <p>町は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、<u>NPO・ボランティア</u>等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>非常災害時の整備</u></p> <p><u>県及び市町村は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。</u></p> <p>(イ) 防災設備等の整備</p> <p>町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導するものとする。</p> <p>(ウ) 組織体制の整備</p> <p>町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。</p> <p>(エ) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。</p>	<p>の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p> <p>カ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>キ 災害発生時等の支援協力体制の整備</p> <p>町は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、<u>ボランティア団体</u>等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 防災設備等の整備</p> <p>町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導するものとする。</p> <p>(イ) 組織体制の整備</p> <p>町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。</p> <p>(ウ) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第8節 要配慮者支援計画

新	旧	備考
<p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>イ【要配慮者利用施設が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 非常災害時の体制整備</u></p> <p><u>社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p> <p>(イ) 防災設備等の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。</p> <p>(ウ) 組織体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(エ) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。</p>	<p>(エ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また町は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ア) 防災設備等の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。</p> <p>(イ) 組織体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>(エ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第8節 要配慮者支援計画

新	旧	備考
<p>る。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設もしくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。</p> <p>また、一般の<u>指定避難所</u>では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力するものとする。</p> <p>(カ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、飯田医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。</p> <p>また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。</p> <p>(キ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。</p> <p>(ク) 医療機関においては、町、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の区域内の要配慮者利用施設対策 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 <u>(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策</u> <u>町地域防災計画において、土砂災害 警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。</u> <u>(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</u></p>	<p>る。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設もしくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。</p> <p>また、一般の<u>避難所</u>では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力するものとする。</p> <p>(オ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、飯田医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。</p> <p>また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。</p> <p>(カ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。</p> <p>(キ) 医療機関においては、町、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の区域内の要配慮者利用施設対策 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 <u>(ア) 町は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</u> <u>(イ) 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。</u> <u>(ウ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</u></p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第8節 要配慮者支援計画

新	旧	備考
<p><u>浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。</u></p> <p>イ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】</p> <p>土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難確保計画の作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。</p> <p><u>なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画作成するとともに避難訓練を実施するものとする。また、計画作成・変更したときは遅滞なく市町村長へ報告するものとする。</u></p>	<p><u>町は浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</u></p> <p>イ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】</p> <p>土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難確保計画の作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。</p>	

第2編 風水害対策編
 第1章 災害予防計画
 第9節 緊急輸送計画

新	旧	備考
<p>第9節 緊急輸送計画 第3 計画の内容 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 町は、最低1箇所以上の「物資輸送拠点及び災害時ヘリポート」を確保、指定するものとする。このヘリポートは、<u>指定避難所</u>と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となり得るスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選定するものとする。災害時ヘリポート及び物資輸送拠点は、「第2編 第2章 第10節 緊急輸送活動」を参照。また、災害時ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。</p>	<p>第9節 緊急輸送計画 第3 計画の内容 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 町は、最低1箇所以上の「物資輸送拠点及び災害時ヘリポート」を確保、指定するものとする。このヘリポートは、<u>避難所(場所)</u>と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となり得るスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選定するものとする。災害時ヘリポート及び物資輸送拠点は、「第2編 第2章 第10節 緊急輸送活動」を参照。また、災害時ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第10節 障害物の処理計画

新	旧	備考
<p>第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【町が実施する計画】</p> <p>ア 町は、建設業協会と協議し、支障物除去の体制を整備する。また、<u>中部電力パワーグリッド</u>とは電柱の倒壊対策に係る体制整備を図る。</p> <p>イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>	<p>第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【町が実施する計画】</p> <p>ア 町は、建設業協会と協議し、支障物除去の体制を整備する。また、<u>中部電力</u>とは電柱の倒壊対策に係る体制整備を図る。</p> <p>イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編
 第1章 災害予防計画
 第11節 避難の受入活動計画

新	旧	備考
<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ウ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。</p> <p><u>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>a 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>b 避難準備・高齢者等避難開始を発する判断基準及び伝達方法 （避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始については「第2編 第2章 第12節 避難収容及び情報提供活動」を参照）</p> <p>c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類</p> <p>d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者</p> <p>e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</p> <p>f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>(a) 給食措置</p> <p>(b) 給水措置</p> <p>(c) 毛布、寝具等の支給</p> <p>(d) 衣料、日用品の支給</p> <p>(e) 負傷者に対する救急救護</p> <p>g 指定避難所の管理に関する事項</p> <p>(a) 避難収容中の秩序保持</p> <p>(b) 避難住民に対する災害情報の伝達</p> <p>(c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底</p> <p>(d) 避難住民に対する各種相談業務</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) 平常時における広報</p> <p>○ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</p> <p>○ 無線放送、音声告知放送等住民に対する巡回指導</p> <p>○ 防災訓練等</p> <p>(b) 災害時における広報</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ウ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。</p> <p>a 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>b 避難準備・高齢者等避難開始を発する判断基準及び伝達方法 （避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始については「第2編 第2章 第12節 避難収容及び情報提供活動」を参照）</p> <p>c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類</p> <p>d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者</p> <p>e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</p> <p>f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>(a) 給食措置</p> <p>(b) 給水措置</p> <p>(c) 毛布、寝具等の支給</p> <p>(d) 衣料、日用品の支給</p> <p>(e) 負傷者に対する救急救護</p> <p>g 指定避難所の管理に関する事項</p> <p>(a) 避難収容中の秩序保持</p> <p>(b) 避難住民に対する災害情報の伝達</p> <p>(c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底</p> <p>(d) 避難住民に対する各種相談業務</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) 平常時における広報</p> <p>○ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</p> <p>○ 無線放送、音声告知放送等住民に対する巡回指導</p> <p>○ 防災訓練等</p> <p>(b) 災害時における広報</p>	

第2編 風水害対策編
 第1章 災害予防計画
 第11節 避難の受入活動計画

新	旧	備考
<p>○ 無線放送、音声告知放送、広報車による周知</p> <p>○ 避難誘導員による現地広報</p> <p>○ 住民組織を通じた広報</p> <p>なお町は、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保</u>等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p>ウ【住民が実施する計画】</p> <p>(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、<u>携帯電話用モバイルバッテリー</u>等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 町は、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料編に掲げるとおりとする。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）等の各災害現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開放</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。</p> <p>なお指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p>○ 無線放送、音声告知放送、広報車による周知</p> <p>○ 避難誘導員による現地広報</p> <p>○ 住民組織を通じた広報</p> <p>なお町は、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での避難</u>等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p>ウ【住民が実施する計画】</p> <p>(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 町は、公民館、学校等の公共的施設を対象に<u>地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料編に掲げるとおりとする。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）等の各災害現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開設</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。</p> <p>なお指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>者</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編
 第1章 災害予防計画
 第11節 避難の受入活動計画

新	旧	備考
<p>3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>指定避難所内の一般スペース</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、<u>必要に応じて福祉避難所</u>を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(ウ) 町は、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(オ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、<u>良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、設備の整備にあたっては、電力等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(タ) 町は、安全が確保された後に、要配慮者等を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(チ) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ツ) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p>	<p>3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>一般の避難所</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、<u>介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として</u>指定するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、<u>相談等の支援を受けることができる体制が整備されている等</u>を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(ウ) 町は、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(オ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ<u>換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、設備の整備にあたっては、電力等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(タ) 町は、安全が確保された後に、要配慮者等を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

新	旧	備考
<p>第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第2 主な取組</p> <p><u>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</u></p>	<p>第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第2 主な取組</p> <p><u>(新設)</u></p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第17節 電気施設災害予防計画

新	旧	備考
<p>第17節 電気施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【<u>中部電力パワーグリッド㈱</u>が実施する計画】</p> <p>水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うものとする。</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めると共に</u>、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくものとする。</p> <p>(イ) <u>中部電力パワーグリッド㈱</u>は、県企業局との間で、電力供給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。</p>	<p>第17節 電気施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【<u>中部電力㈱</u>が実施する計画】</p> <p>水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うものとする。</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに</u>、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくものとする。</p> <p>(イ) <u>中部電力㈱</u>は、県企業局との間で、電力供給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第18節 上水道施設災害予防計画

新	旧	備考
<p>第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>水道事業については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。</p> <p>また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。</p> <p>水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p>	<p>第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>水道事業については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。</p> <p>また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。</p> <p>水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第19節 下水道施設等災害予防計画

新	旧	備考
<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。また、復旧体制については、県、町とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある。</p>	<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。また、復旧体制については、県、町とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者等との災害時維持修繕協定を締結する必要がある。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第20節 通信・放送施設災害予防計画

新	旧	備考
<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】</p> <p>通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p>	<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する計画】</p> <p>通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

新	旧	備考
<p>第22節 災害広報計画 第3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 （2）実施計画 ウ【電気通信事業者が実施する計画】 災害時に提供する<u>災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等</u>の仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。</p>	<p>第22節 災害広報計画 第3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 （2）実施計画 ウ【電気通信事業者が実施する計画】 災害時に提供する<u>伝言サービス</u>の仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

新	旧	備考
<p>第25節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の安全性及び耐震性を確保する必要がある。</p> <p>構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能的に重大な障害が生じないことを目標に設計する。</p> <p>また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。</p> <p>機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。</p>	<p>第25節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の安全性及び耐震性を確保する必要がある。</p> <p>構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能的に重大な障害が生じないことを目標に設計する。</p> <p>また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。</p> <p>機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。</p>	

第2編 風水害対策編
 第1章 災害予防計画
 第27節 ため池災害予防計画

新	旧	備考
<p>第27節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 大規模災害により農業用ため池が被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、下流の人家や公共施設等に甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、<u>豪雨等による安全性</u>、耐震性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組 <u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。</u> <u>(1) 緊急時の迅速な避難行動につながる対策</u> <u>ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</u> <u>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</u> <u>農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。</u> <u>また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、豪雨対策を推進する。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題 町内には12箇所の農業用ため池が存在し、町や土地改良区等により維持管理されている。これらのため池のなかには、老朽化が進んだ施設も存在しており、<u>下流に人家や公共施設等がある</u>ため池が決壊した場合には、<u>甚大な被害</u>を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強を講じていく必要がある。</p> <p>2 実施計画 (1) 【町が実施する計画】 ア ため池の諸元、<u>改修履歴等</u>を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。 イ <u>ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。</u> ウ <u>豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。</u></p> <p><u>エ</u> ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p>	<p>第27節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 大規模災害により農業用ため池が被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、下流の人家や公共施設等に甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組 <u>巡回点検等により、ため池の現状を常に把握するとともに、耐震性が不足するため池について順次耐震工事を実施していく。</u> <u>防災重要ため池等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表及び連絡体制の整備を行う。</u> <u>※ 防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水量10万m³以上のため池。下流に人家や公共施設等が存在し、町が指定したため池</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題 町内には12箇所の農業用ため池が存在し、町や土地改良区等により維持管理されている。これらのため池のなかには、老朽化が進んだ施設も存在しており、<u>万一、これらの</u>ため池が決壊した場合には、<u>下流の農地や人家、公共施設等に被害</u>を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強<u>対策</u>を講じていく必要がある。</p> <p>2 実施計画 (1) 【町が実施する計画】 ア ため池の諸元、<u>施設の構造及び下流の状況等について</u>明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。 イ <u>必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第28節 農林産物災害予防計画

新	旧	備考
<p>第28節 農林産物災害予防計画</p> <p>第2 主な取組</p> <p>1 南信州農業<u>農村支援センター技術経営普及課</u>等と連携して、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。また、農産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保についての指導を徹底させる。</p> <p>2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び森林整備計画に基づく森林の整備を実施する。</p> <p>第3 実施計画</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、県では、南信州農業<u>農村支援センター技術経営普及課</u>等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。</p> <p>集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。</p> <p>また町は、南信州農業<u>農村支援センター技術経営普及課</u>、農業技術者連絡協議会、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>町は、南信州農業<u>農村支援センター技術経営普及課</u>、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(イ) 県、関係業界と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場における、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。</u></p>	<p>第28節 農林産物災害予防計画</p> <p>第2 主な取組</p> <p>1 南信州農業<u>改良普及センター</u>等と連携して、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。また、農産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保についての指導を徹底させる。</p> <p>2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び森林整備計画に基づく森林の整備を実施する。</p> <p>第3 実施計画</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、県では、南信州農業<u>改良普及センター</u>等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。</p> <p>集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。</p> <p>また町は、南信州農業<u>改良普及センター</u>、農業技術者連絡協議会、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>町は、南信州農業<u>改良普及センター</u>、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(イ) 県、関係業界と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場における、<u>安全パトロールを実施するものとする。</u></p>	

第2編 風水害対策編
 第1章 災害予防計画
 第30節 防災知識普及計画

新	旧	備考
<p>第30節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自らの命は自らが守る</u>」が防災の基本であり、町、県、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が日常から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業、自主防災組織などの連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</p> <p>そこで、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等を利用して、次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u>等の家庭での予防・安全対策</p> <p>d 「<u>自らの命は自らが守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p>(ウ) <u>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p> <p>(エ) 自主防災組織（区・自治会）区域内における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する指導を推進するものとする。</p> <p>(オ) 地区別防災カルテ等は、多くの地域住民が作成に参画することできめ細かな防災情報を掲載でき、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましいため、自主防災組織（区・自治会）等においては、その作成・更新を積極的に行うものとする。</p> <p>(カ) 防災マップ・ハザードマップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。</p> <p><u>(キ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u></p>	<p>第30節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自らの安全は、自らが守る</u>」が防災の基本であり、町、県、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が日常から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業、自主防災組織などの連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</p> <p>そこで、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等を利用して、次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p> <p>d 「<u>自分の安全は自分で守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ウ) 自主防災組織（区・自治会）区域内における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する指導を推進するものとする。</p> <p>(エ) 地区別防災カルテ等は、多くの地域住民が作成に参画することできめ細かな防災情報を掲載でき、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましいため、自主防災組織（区・自治会）等においては、その作成・更新を積極的に行うものとする。</p> <p>(オ) 防災マップ・ハザードマップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	

第2編 風水害対策編
 第1章 災害予防計画
 第30節 防災知識普及計画

新	旧	備考
<p>(ク) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p><u>(ケ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u></p> <p><u>(コ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</u></p> <p>(サ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。</p> <p>(シ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>(カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(キ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。</p> <p>(ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第31節 防災訓練計画

新	旧	備考
<p>第31節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>(ウ) 実施方法</p> <p>住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした総合防災訓練を行う。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 学校、自主防災組織、民間企業、<u>NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第31節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア <u>地震</u>総合防災訓練</p> <p>(ウ) 実施方法</p> <p>住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした<u>地震</u>総合防災訓練を行う。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 学校、自主防災組織、民間企業、<u>ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体とも連携した訓練となるよう努めるものとする。</u></p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第32節 災害復旧・復興への備え

新	旧	備考
<p>第32節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。</p> <p>また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うため、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び、<u>罹災</u>証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第2 主な取組</p> <p>4 <u>罹災</u>証明書の発行体制の整備を行う。</p> <p>第3 実施計画</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>(2) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</p> <p>(3) 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</p> <p>(4) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>4 <u>罹災</u>証明書の発行体制の整備</p> <p><u>罹災</u>証明書の公付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>町は、災害時に<u>罹災</u>証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受け入れ態勢の構築</u>等を計画的に進めるなど、<u>罹災</u>証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p>	<p>第32節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。</p> <p>また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うため、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び、<u>り災</u>証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第2 主な取組</p> <p>4 <u>り災</u>証明書の発行体制の整備を行う。</p> <p>第3 実施計画</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 <u>り災</u>証明書の発行体制の整備</p> <p><u>り災</u>証明書の公付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>町は、災害時に<u>り災</u>証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、<u>り災</u>証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第33節 自主防災組織等の育成に関する計画

新	旧	備考
<p>第33節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 組織の活性化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーや役員に対する教育、研修等を実施する<u>必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。</u></p> <p><u>加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めて行く必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p><u>(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。</u></p>	<p>第33節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 組織の活性化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーや役員に対する教育、研修等を実施する<u>とともに、青年や女性の組織への参加が求められている。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p><u>自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るものとする。</u></p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第34節 企業防災に関する計画

新	旧	備考
<p>第34節 企業防災に関する計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【町が実施する計画】</p> <p><u>イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p><u>エ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p> <p>(2)【企業が実施する計画】</p> <p><u>イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第34節 企業防災に関する計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</p> <p><u>また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するものとする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【町が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)【企業が実施する計画】</p> <p><u>イ 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</u></p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第35節 ボランティア活動の環境整備

新	旧	備考
<p>第35節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、<u>NPO・NGO及び企業等</u>の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な<u>支援</u>活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要なときに、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が<u>連携して</u>環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 主な取組</p> <p><u>3 災害時におけるボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携体制の在り方について検討する。</u></p> <p><u>4 国内の主要な災害ボランティア団体との連携体制の構築に努める。</u></p> <p><u>5 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、ボランティア連絡会の強化を進める。</u></p> <p><u>6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p><u>ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討するものとする。</u></p> <p><u>イ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p><u>ウ 町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第35節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な<u>救援</u>活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要なときに、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が<u>それぞれの立場で</u>環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 主な取組</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、ボランティア連絡会の強化を進める。</p> <p><u>4</u> ボランティアコーディネーターの養成を推進する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>平常時から地域団体、<u>NPO等のボランティア団体</u>の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、<u>ボランティア団体</u>協力して、発災時のボランティアとの連携について検討するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第36節 災害対策基金等積立及び運用計画

新	旧	備考
<p>第36節 災害対策基金等積立及び運用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>災害応急対策のための</u>災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。</p>	<p>第36節 災害対策基金等積立及び運用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。</p>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第38節 観光地の災害予防計画

新	旧	備考
<p>第38節 観光地の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(1) 【町が実施する計画】</p> <p>ウ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。</p> <p>(2) 【関係機関が実施する計画】</p> <p>イ 多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。</p>	<p>第38節 観光地の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(1) 【町が実施する計画】</p> <p>ウ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。</p> <p>(2) 【関係機関が実施する計画】</p> <p>イ 多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。</p>	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害直前活動

新	旧	備考
<p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 風水害の発生のおそれがある場合には<u>防災気象情報等を十分把握するとともに</u>、河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難<u>勧告等を発令するとともに</u>、<u>適切な</u>避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p><u>(イ) 避難行動要支援者</u>については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p> <p><u>(ウ) 住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、行動避難をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</u></p> <p><u>(オ) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>(カ) 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。</u></p> <p><u>(キ) 住民に対して避難勧告等を発令するにあたっては、町防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する的確迅速な伝達に努めるものとする。</u></p>	<p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難<u>準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を行い、避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p><u>また、要配慮者</u>については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達</u>にあたっては、町防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメデ</p>	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害直前活動

新	旧	備考																																
<p><u>(ク)</u> 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、要配慮者に対して配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(ケ)</u> 指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>(コ)</u> 避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><u>(サ) 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>第4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく警報・注意報等</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、<u>現象の危険度と雨量、風速などの予測値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</u></p> <p style="text-align: center;">特別警報・警報・注意報の概要</p> <table border="1" data-bbox="160 1276 1344 1528"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、暴風等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1" data-bbox="160 1619 1344 1898"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、暴風等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	<p>ィア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する的確迅速な伝達に努めるものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、要配慮者に対して配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(オ)</u> 指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>(カ)</u> 避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく警報・注意報等</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、<u>市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。</u></p> <p style="text-align: center;">特別警報・警報・注意報の概要</p> <table border="1" data-bbox="1386 1276 2570 1528"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>暴風、暴風雪、大雨、大雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1" data-bbox="1386 1619 2570 1898"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
種類	概要																																	
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																																	
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報																																	
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、暴風等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																																	
特別警報・警報・注意報の種類		概要																																
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																
種類	概要																																	
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																																	
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報																																	
注意報	風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																																	
特別警報・警報・注意報の種類		概要																																
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害直前活動

新			旧			備考
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。		暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等」による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害など」による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。		大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。	
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。		洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害があげられる。	
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等」による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害など」による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	雪崩注意報	「雪崩」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		雪崩注意報	「雪崩」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害直前活動

新			旧			備考
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。		
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物へ被害が起こるおそれのあるときに発表される。		
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。		
特別警報基準			特別警報基準			
種類	概要		種類	概要		
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。			(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。			
イ 雨に関する本町の50年に一度の値 <u>(平成30年10月1日)</u>			イ 雨に関する本町の50年に一度の値			
地域		50年に一度の値				
一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	
南部	下伊那地域	松川町	273	90	191	
エ 雪を要因とする特別警報の指標			エ 雪を要因とする特別警報の指標			
府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。			府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。			
オ 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深の値 <u>(平成30年10月18日現在)</u>			オ 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深の値 (平成30年10月18日現在)			
			<u>50年に一度の積雪深と既往最深積雪深</u>			
地点名	50年に一度の積雪深 (cm)		既往最深積雪深 (cm)			
飯田	46		81			
地点名	50年に一度の積雪深 (cm)		既往最深積雪深 (cm)			
飯田	46		81			

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害直前活動

新				旧				備考	
松川町の警報・注意報発表基準一覧表				松川町の警報・注意報発表基準一覧表					
令和元年5月27日現在 発表官署 長野地方気象台				平成29年7月7日現在 発表官署 長野地方気象台					
府県予報区		長野県		府県予報区		長野県			
一次細分区域		南部		一次細分区域		南部			
市町村等をまとめた地域		下伊那地域		市町村等をまとめた地域		下伊那地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	146		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	124	
	洪水	流域雨量指数基準		福沢川流域= 4	洪水	流域雨量指数基準		福沢川流域= 4	
		複合基準 ^{*1}		—		複合基準 ^{*1}		—	
		指定河川洪水予報による基準		天竜川上流 [沢渡・市田]		指定河川洪水予報による基準		天竜川上流 [沢渡・市田]	
	暴風	平均風速		17m/s	暴風	平均風速		17m/s	
	暴風雪	平均風速		17m/s 雪を伴う	暴風雪	平均風速		17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ20 cm	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ20 cm	
	波浪	有義波高			波浪	有義波高			
	高潮	潮位			高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準		5	大雨	表面雨量指数基準		5	
		土壌雨量指数基準		99		土壌雨量指数基準		99	
	洪水	流域雨量指数基準		福沢川流域=3.2	洪水	流域雨量指数基準		福沢川流域=3.2	
		複合基準 ^{*1}		—		複合基準 ^{*1}		—	
		指定河川洪水予報による基準		天竜川上流 [沢渡・市田]		指定河川洪水予報による基準		天竜川上流 [沢渡・市田]	
	強風	平均風速		13m/s	強風	平均風速		13m/s	
	風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う	風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高			波浪	有義波高			
	高潮	潮位			高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上			融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上			
	濃霧	視程	100m		濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{*2}			乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{*2}			
	雪崩	1. 表層雪崩：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層雪崩：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上			雪崩	1. 表層雪崩：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層雪崩：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上			
低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）			低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）				
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下			霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下				
着氷	著しい着氷が予想される場合			着氷	著しい着氷が予想される場合				
着雪	著しい着雪が予想される場合			着雪	著しい着雪が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害直前活動

新	旧	備考																																					
<p>3 水防法に基づく警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="284 506 1338 871"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水 警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>洪水予区間内で氾濫が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>洪水 注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報</p> <p>水防法に基づき、国土交通大臣又は長野県知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="284 1052 1338 1278"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td>対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位到達情報</td> <td>対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 水防警報</p> <p>水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="284 1459 1338 1644"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防警報</td> <td>水位が氾濫注意水位に達し、<u>上</u>昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき（通知内容は、「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」参照のこと）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。	氾濫警戒情報	基準地点の位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	区分	発表基準	避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。	氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。	区分	発表基準	水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、 <u>上</u> 昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき（通知内容は、「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」参照のこと）	<p>3 水防法に基づく警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、<u>区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 506 2561 644"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>基準地点の水位が警戒水位を突破するおそれのあるとき</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難判断水位到達情報</p> <p>水防法に基づき、<u>重要河川についてその状況を</u>水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1052 2561 1190"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td>氾濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 水防警報</p> <p>水防法に基づき、水防活動のために<u>発</u>する警報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1459 2561 1644"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防警報</td> <td>水位が氾濫注意水位に達し、<u>なお</u>上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき（通知内容は、「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」参照のこと）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を突破するおそれのあるとき	洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるとき	区分	発表基準	避難判断水位到達情報	氾濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき	区分	発表基準	水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、 <u>なお</u> 上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき（通知内容は、「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」参照のこと）	
種類	情報名	発表基準																																					
洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき。																																					
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。																																					
	氾濫警戒情報	基準地点の位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。																																					
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。																																					
区分	発表基準																																						
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。																																						
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。																																						
区分	発表基準																																						
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、 <u>上</u> 昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき（通知内容は、「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」参照のこと）																																						
区分	発表基準																																						
洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を突破するおそれのあるとき																																						
洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるとき																																						
区分	発表基準																																						
避難判断水位到達情報	氾濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき																																						
区分	発表基準																																						
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、 <u>なお</u> 上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき（通知内容は、「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」参照のこと）																																						

新	旧	備考										
<p>5 その他の情報</p> <p>(1) <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u></p> <p style="text-align: center;"><u>警報の危険度分布等の概要</u></p> <table border="1" data-bbox="284 415 1308 1677"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 415 572 464">種類</th> <th data-bbox="572 415 1308 464">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 464 572 730"><u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u></td> <td data-bbox="572 464 1308 730"><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 730 572 997"><u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u></td> <td data-bbox="572 730 1308 997"><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 997 572 1318"><u>洪水警報の危険度分布</u></td> <td data-bbox="572 997 1308 1318"><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1318 572 1677"><u>流域雨量指数の予測値</u></td> <td data-bbox="572 1318 1308 1677"><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>早期注意情報（警報級の可能性）</u></p> <p><u>警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表さ</u></p>	種類	概要	<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</u>	<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u>	<u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>	<u>洪水警報の危険度分布</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>	<u>流域雨量指数の予測値</u>	<u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</u>	<p>5 その他の情報</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	
種類	概要											
<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</u>											
<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u>	<u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>											
<u>洪水警報の危険度分布</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>											
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</u>											

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害直前活動

新	旧	備考												
<p><u>れる。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。</u></p> <p><u>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</u> <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。</u></p> <p><u>(4) 土砂災害警戒情報</u> <u>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。</u></p> <p><u>(5) 記録的短時間大雨情報</u> <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。</u></p> <p><u>(6) 竜巻注意情報</u> <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) 土砂災害警戒情報</u> <u>長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 909 2561 1045"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 記録的短時間大雨情報</u> <u>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 1272 2561 1409"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量 100mm</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 竜巻注意情報</u> <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 1587 2561 1770"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 表 基 準	土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合	区 分	発 表 基 準	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm	区 分	発 表 基 準	竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。	
区 分	発 表 基 準													
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合													
区 分	発 表 基 準													
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm													
区 分	発 表 基 準													
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。													

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害直前活動

新	旧	備考																																																																												
<p>6 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。</p> <table border="1" data-bbox="281 951 1329 1862"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報 気象警報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報</td> <td>長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所</td> <td rowspan="2">国土交通大臣が定めた河川 （「洪水予報指定河川」とい う）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防警報</td> <td>国土交通省天竜川 上流河川事務所</td> <td>国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」とい う）</td> </tr> <tr> <td>関係建設事務所</td> <td>知事が指定した河川（「国の 指定河川」という）</td> </tr> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>火災警報</td> <td>町長</td> <td>町域</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位到達情報、 <u>氾濫危険水位到達 情報</u></td> <td>国土交通省天竜川 上流河川事務所 飯田建設事務所</td> <td>国土交通大臣、 知事が指定した河川</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>長野地方気象台 長野県建設部砂防課</td> <td rowspan="2">県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域</td> </tr> </tbody> </table>	警報等の種類	発表機関名	対象区域	気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域	天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が定めた河川 （「洪水予報指定河川」とい う）		共同	水防警報	国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」とい う）	関係建設事務所	知事が指定した河川（「国の 指定河川」という）	火災気象通報	長野地方気象台	県全域	火災警報	町長	町域	避難判断水位到達情報、 <u>氾濫危険水位到達 情報</u>	国土交通省天竜川 上流河川事務所 飯田建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川	土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部砂防課	県全域あるいは一部		共同	記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域	竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域	<p><u>（4）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</u> <u>気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 415 2555 686"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般気象情 報、関東甲 信地方気象 情報、長野 県気象情報</td> <td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。</p> <table border="1" data-bbox="1507 951 2555 1862"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報 気象警報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報</td> <td>長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所</td> <td rowspan="2">国土交通大臣が定めた河川 （「洪水予報指定河川」とい う）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防警報</td> <td>国土交通省天竜川 上流河川事務所</td> <td>国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」とい う）</td> </tr> <tr> <td>関係建設事務所</td> <td>知事が指定した河川（「国の 指定河川」という）</td> </tr> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>火災警報</td> <td>町長</td> <td>町域</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td>国土交通省天竜川 上流河川事務所 飯田建設事務所</td> <td>国土交通大臣、 知事が指定した河川</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>長野地方気象台 長野県建設部砂防課</td> <td rowspan="2">県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 表 基 準	全般気象情 報、関東甲 信地方気象 情報、長野 県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	警報等の種類	発表機関名	対象区域	気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域	天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が定めた河川 （「洪水予報指定河川」とい う）		共同	水防警報	国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」とい う）	関係建設事務所	知事が指定した河川（「国の 指定河川」という）	火災気象通報	長野地方気象台	県全域	火災警報	町長	町域	避難判断水位到達情報	国土交通省天竜川 上流河川事務所 飯田建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川	土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部砂防課	県全域あるいは一部		共同	記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域	竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域	
警報等の種類	発表機関名	対象区域																																																																												
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域																																																																												
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が定めた河川 （「洪水予報指定河川」とい う）																																																																												
	共同																																																																													
水防警報	国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」とい う）																																																																												
	関係建設事務所	知事が指定した河川（「国の 指定河川」という）																																																																												
火災気象通報	長野地方気象台	県全域																																																																												
火災警報	町長	町域																																																																												
避難判断水位到達情報、 <u>氾濫危険水位到達 情報</u>	国土交通省天竜川 上流河川事務所 飯田建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川																																																																												
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部砂防課	県全域あるいは一部																																																																												
	共同																																																																													
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域																																																																												
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域																																																																												
区 分	発 表 基 準																																																																													
全般気象情 報、関東甲 信地方気象 情報、長野 県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。																																																																													
警報等の種類	発表機関名	対象区域																																																																												
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域																																																																												
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が定めた河川 （「洪水予報指定河川」とい う）																																																																												
	共同																																																																													
水防警報	国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」とい う）																																																																												
	関係建設事務所	知事が指定した河川（「国の 指定河川」という）																																																																												
火災気象通報	長野地方気象台	県全域																																																																												
火災警報	町長	町域																																																																												
避難判断水位到達情報	国土交通省天竜川 上流河川事務所 飯田建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川																																																																												
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部砂防課	県全域あるいは一部																																																																												
	共同																																																																													
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域																																																																												
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域																																																																												

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害直前活動

新	旧	備考
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報 気象庁、 気象庁、 長野地方気象台 全国、 関東甲信地方、 長野県	全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報 気象庁、 気象庁、 長野地方気象台 全国、 関東甲信地方、 長野県	
<p>7 警報等伝達系統図 (1) 注意報・警報及び情報 ア 系統図</p> <p>注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。 警報発表時には、東日本電信電話網に対し、オンラインにより伝達する。 注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政FAXによる。 注3 その他の伝達はFAX、音声、映像その他の方法による。 注4 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定伝達先。 注5 太実線矢印は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。 注6 破線矢印は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段（※）を示す。 注7 太波線矢印は、オンライン配信（XML配信）による伝達を示す。</p>	<p>7 警報等伝達系統図 (1) 注意報・警報及び情報 ア 系統図</p> <p>注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。 警報発表時には、東日本電信電話網又は西日本電信電話網に対し、オンラインにより伝達する。 注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政FAXによる。 注3 その他の伝達はFAX、音声、映像その他の方法による。 注4 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定伝達先。 注5 太実線矢印は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。 注6 破線矢印は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段（※）を示す。 注7 太波線矢印は、オンライン配信（XML配信）による伝達を示す。</p>	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害直前活動

新	旧	備考
<p>8 警報等伝達組織及び方法 (1) 伝達組織 ア 勤務中における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）</p>	<p>8 警報等伝達組織及び方法 (1) 伝達組織 ア 勤務中における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・連絡活動

新	旧	備考																																																						
<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>また、町は、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>町は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>また、町は、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>町は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>担当課</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報（収集できた範囲で）</td> <td>総務課</td> <td>南信州地域振興局総務管理課</td> </tr> <tr> <td>人的被害</td> <td>総務課</td> <td>南信州地域振興局総務管理課 松川町交番</td> </tr> <tr> <td>住家及び非住家被害</td> <td>住民税務課</td> <td>南信州地域振興局総務管理課</td> </tr> <tr> <td>避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況</td> <td>総務課・保健福祉課</td> <td>松川町交番</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>保健福祉課</td> <td>飯田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農業被害</td> <td>産業観光課</td> <td>南信州農業農村支援センター農業農村振興課 南信州農業農村支援センター技術経営普及課 長野県農業再生協議会 みなみ信州農業協同組合 飯田家畜保健衛生所</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>産業観光課・建設課</td> <td>南信州地域振興局農地整備課 土地改良区</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>産業観光課</td> <td>南信州地域振興局林務課 飯伊森林組合</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	担当課	協力機関	概況速報（収集できた範囲で）	総務課	南信州地域振興局総務管理課	人的被害	総務課	南信州地域振興局総務管理課 松川町交番	住家及び非住家被害	住民税務課	南信州地域振興局総務管理課	避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況	総務課・保健福祉課	松川町交番	社会福祉施設被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所	農業被害	産業観光課	南信州農業農村支援センター農業農村振興課 南信州農業農村支援センター技術経営普及課 長野県農業再生協議会 みなみ信州農業協同組合 飯田家畜保健衛生所	農地・農業用施設被害	産業観光課・建設課	南信州地域振興局農地整備課 土地改良区	林業関係被害	産業観光課	南信州地域振興局林務課 飯伊森林組合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>担当課</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報（収集できた範囲で）</td> <td>総務課</td> <td>南信州地域振興局総務管理課</td> </tr> <tr> <td>人的被害</td> <td>総務課</td> <td>南信州地域振興局総務管理課 松川町交番</td> </tr> <tr> <td>住家及び非住家被害</td> <td>住民税務課</td> <td>南信州地域振興局総務管理課</td> </tr> <tr> <td>避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況</td> <td>総務課・保健福祉課</td> <td>松川町交番</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>保健福祉課</td> <td>飯田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農業被害</td> <td>産業観光課</td> <td>南信州地域振興局農政課 南信州農業改良普及センター 長野県農業再生協議会 みなみ信州農業協同組合 飯田家畜保健衛生所</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>産業観光課・建設課</td> <td>南信州地域振興局農地整備課 土地改良区</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>産業観光課</td> <td>南信州地域振興局林務課 飯伊森林組合</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	担当課	協力機関	概況速報（収集できた範囲で）	総務課	南信州地域振興局総務管理課	人的被害	総務課	南信州地域振興局総務管理課 松川町交番	住家及び非住家被害	住民税務課	南信州地域振興局総務管理課	避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況	総務課・保健福祉課	松川町交番	社会福祉施設被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所	農業被害	産業観光課	南信州地域振興局農政課 南信州農業改良普及センター 長野県農業再生協議会 みなみ信州農業協同組合 飯田家畜保健衛生所	農地・農業用施設被害	産業観光課・建設課	南信州地域振興局農地整備課 土地改良区	林業関係被害	産業観光課	南信州地域振興局林務課 飯伊森林組合	
調査事項	担当課	協力機関																																																						
概況速報（収集できた範囲で）	総務課	南信州地域振興局総務管理課																																																						
人的被害	総務課	南信州地域振興局総務管理課 松川町交番																																																						
住家及び非住家被害	住民税務課	南信州地域振興局総務管理課																																																						
避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況	総務課・保健福祉課	松川町交番																																																						
社会福祉施設被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所																																																						
農業被害	産業観光課	南信州農業農村支援センター農業農村振興課 南信州農業農村支援センター技術経営普及課 長野県農業再生協議会 みなみ信州農業協同組合 飯田家畜保健衛生所																																																						
農地・農業用施設被害	産業観光課・建設課	南信州地域振興局農地整備課 土地改良区																																																						
林業関係被害	産業観光課	南信州地域振興局林務課 飯伊森林組合																																																						
調査事項	担当課	協力機関																																																						
概況速報（収集できた範囲で）	総務課	南信州地域振興局総務管理課																																																						
人的被害	総務課	南信州地域振興局総務管理課 松川町交番																																																						
住家及び非住家被害	住民税務課	南信州地域振興局総務管理課																																																						
避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況	総務課・保健福祉課	松川町交番																																																						
社会福祉施設被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所																																																						
農業被害	産業観光課	南信州地域振興局農政課 南信州農業改良普及センター 長野県農業再生協議会 みなみ信州農業協同組合 飯田家畜保健衛生所																																																						
農地・農業用施設被害	産業観光課・建設課	南信州地域振興局農地整備課 土地改良区																																																						
林業関係被害	産業観光課	南信州地域振興局林務課 飯伊森林組合																																																						

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・連絡活動

新			旧			備考
公共土木施設被害（土砂災害による被害）	建設課	飯田建設事務所 国土交通省関係機関	公共土木施設被害（土砂災害による被害）	建設課	飯田建設事務所 国土交通省関係機関	
都市施設被害	建設課	飯田建設事務所	都市施設被害	建設課	飯田建設事務所	
水道施設被害	環境水道課	南信州地域振興局環境課	水道施設被害	環境水道課	南信州地域振興局環境課	
廃棄物処理施設被害	環境水道課	南信州地域振興局環境課	廃棄物処理施設被害	環境水道課	南信州地域振興局環境課	
感染症関係被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所	感染症関係被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所	
医療施設被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所	医療施設被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所	
商工関係被害	産業観光課	松川町商工会 南信州地域振興局商工観光課	商工関係被害	産業観光課	松川町商工会 南信州地域振興局商工観光課	
観光施設被害	産業観光課	南信州地域振興局商工観光課	観光施設被害	産業観光課	南信州地域振興局商工観光課	
教育関係被害	こども課・ 生涯学習課	南信教育事務所 飯田事務所	教育関係被害	こども課・ 生涯学習課	南信教育事務所 飯田事務所	
町有財産被害	まちづくり政策 課・ 住民税務課	南信州地域振興局 <u>リニア活用・企画振興課</u>	町有財産被害	まちづくり政策 課・ 住民税務課	南信州地域振興局 <u>企画振興課</u>	
公益事業被害	鉄道・通信・電 力・ ガス等関係機関	南信州地域振興局総務管理課	公益事業被害	鉄道・通信・電 力・ ガス等関係機関	南信州地域振興局総務管理課	
火災被害	総務課	<u>飯田広域消防本部</u> 消防団	火災被害	総務課	消防団	
危険物等の事故による被害	総務課	県危機管理防災課 <u>飯田広域消防本部</u>	危険物等の事故による被害	総務課	県危機管理防災課	
水害等速報	総務課 建設課	国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所	水害等速報	総務課 建設課	国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所	
<p>(2) 初動期災害情報の収集</p> <p>初動期災害情報は、大規模災害が発生した場合に、緊急性の高い応急活動の速やかな実施と迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要を判断するため情報とする。</p> <p>そのため混乱した状況にあるなかであっても、情報の正確性を高めるよう努めるものとする。</p> <p>ア 初動期災害情報の内容</p> <p>初動期災害情報の収集内容を目的別に以下に示す。</p> <p>(ア) 人命救助に係る情報の収集</p> <p>(イ) 火災・延焼に係る情報の収集</p> <p>(ウ) 自衛隊災害派遣要請に係る情報の収集</p>			<p>(2) 初動期災害情報の収集</p> <p>初動期災害情報は、大規模災害が発生した場合に、緊急性の高い応急活動の速やかな実施と迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要を判断するため情報とする。</p> <p>そのため混乱した状況にあるなかであっても、情報の正確性を高めるよう努めるものとする。</p> <p>ア 初動期災害情報の内容</p> <p>初動期災害情報の収集内容を目的別に以下に示す。</p> <p>(ア) 人命救助に係る情報の収集</p> <p>(イ) 火災・延焼に係る情報の収集</p> <p>(ウ) 自衛隊災害派遣要請に係る情報の収集</p>			

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・連絡活動

新	旧	備考																																				
<p>(エ) 広域応援要請に係る情報の収集</p> <p>イ 初動期災害情報の収集先 初動期災害情報の収集先とその内容は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">初動期災害情報の収集先と内容</p> <table border="1" data-bbox="270 499 1347 1541"> <thead> <tr> <th>情報収集先</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1) 警察情報</td> <td><input type="checkbox"/> けが人・生き埋め・死者数の概括情報 <input type="checkbox"/> 道路交通情報・交通規制情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2) 消防情報</td> <td><input type="checkbox"/> 火災・延焼情報 <input type="checkbox"/> 危険物漏洩情報 <input type="checkbox"/> ガス漏れ情報 <input type="checkbox"/> 救急・救助活動情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3) 建設事務所情報</td> <td><input type="checkbox"/> 河川被害情報 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁被害情報 <input type="checkbox"/> がけ崩れ、崩壊危険箇所情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4) 職員参集時収集情報</td> <td><input type="checkbox"/> 建物倒壊・火災等 居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5) 各地区連絡所情報</td> <td><input type="checkbox"/> 地区内の災害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6) ライフライン情報</td> <td><input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道・下水道・通信・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7) 庁内各部情報</td> <td><input type="checkbox"/> 各部が収集した被害情報 <input type="checkbox"/> 各部の初動対応状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8) 他市町村被害情報</td> <td><input type="checkbox"/> 他市町村の被害概況情報 <input type="checkbox"/> 広域幹線道路等の被害情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 防災行政無線放送、県防災行政無線を活用し住民への迅速な周知に努める。</p>	情報収集先	情報の内容	<input type="checkbox"/> 1) 警察情報	<input type="checkbox"/> けが人・生き埋め・死者数の概括情報 <input type="checkbox"/> 道路交通情報・交通規制情報	<input type="checkbox"/> 2) 消防情報	<input type="checkbox"/> 火災・延焼情報 <input type="checkbox"/> 危険物漏洩情報 <input type="checkbox"/> ガス漏れ情報 <input type="checkbox"/> 救急・救助活動情報	<input type="checkbox"/> 3) 建設事務所情報	<input type="checkbox"/> 河川被害情報 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁被害情報 <input type="checkbox"/> がけ崩れ、崩壊危険箇所情報	<input type="checkbox"/> 4) 職員参集時収集情報	<input type="checkbox"/> 建物倒壊・火災等 居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報	<input type="checkbox"/> 5) 各地区連絡所情報	<input type="checkbox"/> 地区内の災害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報	<input type="checkbox"/> 6) ライフライン情報	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道・下水道・ 通信 ・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報	<input type="checkbox"/> 7) 庁内各部情報	<input type="checkbox"/> 各部が収集した被害情報 <input type="checkbox"/> 各部の初動対応状況	<input type="checkbox"/> 8) 他市町村被害情報	<input type="checkbox"/> 他市町村の被害概況情報 <input type="checkbox"/> 広域幹線道路等の被害情報	<p>(エ) 広域応援要請に係る情報の収集</p> <p>イ 初動期災害情報の収集先 初動期災害情報の収集先とその内容は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">初動期災害情報の収集先と内容</p> <table border="1" data-bbox="1498 499 2576 1541"> <thead> <tr> <th>情報収集先</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1) 警察情報</td> <td><input type="checkbox"/> けが人・生き埋め・死者数の概括情報 <input type="checkbox"/> 道路交通情報・交通規制情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2) 消防情報</td> <td><input type="checkbox"/> 火災・延焼情報 <input type="checkbox"/> 危険物漏洩情報 <input type="checkbox"/> ガス漏れ情報 <input type="checkbox"/> 救急・救助活動情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3) 建設事務所情報</td> <td><input type="checkbox"/> 河川被害情報 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁被害情報 <input type="checkbox"/> がけ崩れ、崩壊危険箇所情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4) 職員参集時収集情報</td> <td><input type="checkbox"/> 建物倒壊・火災等 居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5) 各地区連絡所情報</td> <td><input type="checkbox"/> 地区内の災害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6) ライフライン情報</td> <td><input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道・下水道・NTT・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7) 庁内各部情報</td> <td><input type="checkbox"/> 各部が収集した被害情報 <input type="checkbox"/> 各部の初動対応状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8) 他市町村被害情報</td> <td><input type="checkbox"/> 他市町村の被害概況情報 <input type="checkbox"/> 広域幹線道路等の被害情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>防災行政無線放送、県防災行政無線を活用し住民への迅速な周知に努める。</p>	情報収集先	情報の内容	<input type="checkbox"/> 1) 警察情報	<input type="checkbox"/> けが人・生き埋め・死者数の概括情報 <input type="checkbox"/> 道路交通情報・交通規制情報	<input type="checkbox"/> 2) 消防情報	<input type="checkbox"/> 火災・延焼情報 <input type="checkbox"/> 危険物漏洩情報 <input type="checkbox"/> ガス漏れ情報 <input type="checkbox"/> 救急・救助活動情報	<input type="checkbox"/> 3) 建設事務所情報	<input type="checkbox"/> 河川被害情報 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁被害情報 <input type="checkbox"/> がけ崩れ、崩壊危険箇所情報	<input type="checkbox"/> 4) 職員参集時収集情報	<input type="checkbox"/> 建物倒壊・火災等 居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報	<input type="checkbox"/> 5) 各地区連絡所情報	<input type="checkbox"/> 地区内の災害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報	<input type="checkbox"/> 6) ライフライン情報	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道・下水道・ NTT ・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報	<input type="checkbox"/> 7) 庁内各部情報	<input type="checkbox"/> 各部が収集した被害情報 <input type="checkbox"/> 各部の初動対応状況	<input type="checkbox"/> 8) 他市町村被害情報	<input type="checkbox"/> 他市町村の被害概況情報 <input type="checkbox"/> 広域幹線道路等の被害情報	
情報収集先	情報の内容																																					
<input type="checkbox"/> 1) 警察情報	<input type="checkbox"/> けが人・生き埋め・死者数の概括情報 <input type="checkbox"/> 道路交通情報・交通規制情報																																					
<input type="checkbox"/> 2) 消防情報	<input type="checkbox"/> 火災・延焼情報 <input type="checkbox"/> 危険物漏洩情報 <input type="checkbox"/> ガス漏れ情報 <input type="checkbox"/> 救急・救助活動情報																																					
<input type="checkbox"/> 3) 建設事務所情報	<input type="checkbox"/> 河川被害情報 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁被害情報 <input type="checkbox"/> がけ崩れ、崩壊危険箇所情報																																					
<input type="checkbox"/> 4) 職員参集時収集情報	<input type="checkbox"/> 建物倒壊・火災等 居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報																																					
<input type="checkbox"/> 5) 各地区連絡所情報	<input type="checkbox"/> 地区内の災害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報																																					
<input type="checkbox"/> 6) ライフライン情報	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道・下水道・ 通信 ・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報																																					
<input type="checkbox"/> 7) 庁内各部情報	<input type="checkbox"/> 各部が収集した被害情報 <input type="checkbox"/> 各部の初動対応状況																																					
<input type="checkbox"/> 8) 他市町村被害情報	<input type="checkbox"/> 他市町村の被害概況情報 <input type="checkbox"/> 広域幹線道路等の被害情報																																					
情報収集先	情報の内容																																					
<input type="checkbox"/> 1) 警察情報	<input type="checkbox"/> けが人・生き埋め・死者数の概括情報 <input type="checkbox"/> 道路交通情報・交通規制情報																																					
<input type="checkbox"/> 2) 消防情報	<input type="checkbox"/> 火災・延焼情報 <input type="checkbox"/> 危険物漏洩情報 <input type="checkbox"/> ガス漏れ情報 <input type="checkbox"/> 救急・救助活動情報																																					
<input type="checkbox"/> 3) 建設事務所情報	<input type="checkbox"/> 河川被害情報 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁被害情報 <input type="checkbox"/> がけ崩れ、崩壊危険箇所情報																																					
<input type="checkbox"/> 4) 職員参集時収集情報	<input type="checkbox"/> 建物倒壊・火災等 居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報																																					
<input type="checkbox"/> 5) 各地区連絡所情報	<input type="checkbox"/> 地区内の災害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報																																					
<input type="checkbox"/> 6) ライフライン情報	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道・下水道・ NTT ・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報																																					
<input type="checkbox"/> 7) 庁内各部情報	<input type="checkbox"/> 各部が収集した被害情報 <input type="checkbox"/> 各部の初動対応状況																																					
<input type="checkbox"/> 8) 他市町村被害情報	<input type="checkbox"/> 他市町村の被害概況情報 <input type="checkbox"/> 広域幹線道路等の被害情報																																					

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・連絡活動

新	旧	備考																																																																																				
<p><u>(イ) 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器を活用し、情報の収集を図る。</u></p> <p><u>(ウ) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</u></p> <p><u>イ 【電気通信事業者が実施する事項】</u></p> <p><u>重要通信の優先的な取扱を図るものとする。</u></p> <p>(3) 中間災害情報の収集</p> <p>各部は、災害発生から概ね3日目以降もしくは各部の活動が軌道に乗った時点で、毎日17時までの災害情報を集計し、20時までに本部事務局へ報告するものとする。</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる各部・機関が実施する。また家屋被害調査等の専門的な知識を必要とする調査や、人員の不足により町独自の調査が困難な場合は、表中の協力機関に対し応援を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">中間災害情報の調査事項と担当等</p> <table border="1" data-bbox="270 852 1329 1900"> <thead> <tr> <th>担当</th> <th></th> <th>調査事項</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">本部事務局 総務部</td> <td rowspan="7"></td> <td>概況速報</td> <td>南信州地域振興局総務管理課</td> </tr> <tr> <td>水害等速報</td> <td>国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所</td> </tr> <tr> <td>火災速報</td> <td>飯田広域消防本部</td> </tr> <tr> <td>避難勧告・避難指示(緊急)等 避難状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公益事業被害</td> <td>東海旅客鉄道(株)飯田駅 東日本電信電話(株)長野支店 <u>中部電力パワーグリッド(株)飯田営業所</u> 中日本高速道路(株) 名古屋支社管内 飯田保全・サービスセンター</td> </tr> <tr> <td>危険物等の事故による被害</td> <td>(一社)長野県LPガス協会 飯田広域消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察調査被害</td> <td>飯田警察署</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町民部</td> <td>住民班</td> <td>人的及び住家の被害</td> <td>南信州地域振興局 飯田警察署</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健班</td> <td>医療施設被害</td> <td>飯田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染症関係被害</td> <td>飯伊地区包括医療協議会</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建設部</td> <td rowspan="3">建設班</td> <td>都市施設被害</td> <td>飯田建設事務所</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>飯田国道事務所</td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>天竜川上流河川事務所</td> </tr> <tr> <td>環境水道部</td> <td>上水道班</td> <td>上水道施設被害</td> <td>飯田保健福祉事務所</td> </tr> </tbody> </table>	担当		調査事項	協力機関	本部事務局 総務部		概況速報	南信州地域振興局総務管理課	水害等速報	国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所	火災速報	飯田広域消防本部	避難勧告・避難指示(緊急)等 避難状況		公益事業被害	東海旅客鉄道(株)飯田駅 東日本電信電話(株)長野支店 <u>中部電力パワーグリッド(株)飯田営業所</u> 中日本高速道路(株) 名古屋支社管内 飯田保全・サービスセンター	危険物等の事故による被害	(一社)長野県LPガス協会 飯田広域消防本部	警察調査被害	飯田警察署	町民部	住民班	人的及び住家の被害	南信州地域振興局 飯田警察署	保健班	医療施設被害	飯田保健福祉事務所		感染症関係被害	飯伊地区包括医療協議会	建設部	建設班	都市施設被害	飯田建設事務所	公共土木施設被害	飯田国道事務所	土砂災害等による被害	天竜川上流河川事務所	環境水道部	上水道班	上水道施設被害	飯田保健福祉事務所	<p>可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器を活用し、情報の収集を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 中間災害情報の収集</p> <p>各部は、災害発生から概ね3日目以降もしくは各部の活動が軌道に乗った時点で、毎日17時までの災害情報を集計し、20時までに本部事務局へ報告するものとする。</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる各部・機関が実施する。また家屋被害調査等の専門的な知識を必要とする調査や、人員の不足により町独自の調査が困難な場合は、表中の協力機関に対し応援を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">中間災害情報の調査事項と担当等</p> <table border="1" data-bbox="1498 852 2558 1900"> <thead> <tr> <th>担当</th> <th></th> <th>調査事項</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">本部事務局 総務部</td> <td rowspan="7"></td> <td>概況速報</td> <td>南信州地域振興局総務管理課</td> </tr> <tr> <td>水害等速報</td> <td>国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所</td> </tr> <tr> <td>火災速報</td> <td>飯田広域消防本部</td> </tr> <tr> <td>避難勧告・避難指示(緊急)等 避難状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公益事業被害</td> <td>東海旅客鉄道(株)飯田駅 東日本電信電話(株)長野支店 <u>中部電力(株)飯田営業所</u> 中日本高速道路(株) 名古屋支社管内 飯田保全・サービスセンター</td> </tr> <tr> <td>危険物等の事故による被害</td> <td>(一社)長野県LPガス協会 飯田広域消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察調査被害</td> <td>飯田警察署</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町民部</td> <td>住民班</td> <td>人的及び住家の被害</td> <td>南信州地域振興局 飯田警察署</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健班</td> <td>医療施設被害</td> <td>飯田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染症関係被害</td> <td>飯伊地区包括医療協議会</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建設部</td> <td rowspan="3">建設班</td> <td>都市施設被害</td> <td>飯田建設事務所</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>飯田国道事務所</td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>天竜川上流河川事務所</td> </tr> <tr> <td>環境水道部</td> <td>上水道班</td> <td>上水道施設被害</td> <td>飯田保健福祉事務所</td> </tr> </tbody> </table>	担当		調査事項	協力機関	本部事務局 総務部		概況速報	南信州地域振興局総務管理課	水害等速報	国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所	火災速報	飯田広域消防本部	避難勧告・避難指示(緊急)等 避難状況		公益事業被害	東海旅客鉄道(株)飯田駅 東日本電信電話(株)長野支店 <u>中部電力(株)飯田営業所</u> 中日本高速道路(株) 名古屋支社管内 飯田保全・サービスセンター	危険物等の事故による被害	(一社)長野県LPガス協会 飯田広域消防本部	警察調査被害	飯田警察署	町民部	住民班	人的及び住家の被害	南信州地域振興局 飯田警察署	保健班	医療施設被害	飯田保健福祉事務所		感染症関係被害	飯伊地区包括医療協議会	建設部	建設班	都市施設被害	飯田建設事務所	公共土木施設被害	飯田国道事務所	土砂災害等による被害	天竜川上流河川事務所	環境水道部	上水道班	上水道施設被害	飯田保健福祉事務所	
担当		調査事項	協力機関																																																																																			
本部事務局 総務部		概況速報	南信州地域振興局総務管理課																																																																																			
		水害等速報	国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所																																																																																			
		火災速報	飯田広域消防本部																																																																																			
		避難勧告・避難指示(緊急)等 避難状況																																																																																				
		公益事業被害	東海旅客鉄道(株)飯田駅 東日本電信電話(株)長野支店 <u>中部電力パワーグリッド(株)飯田営業所</u> 中日本高速道路(株) 名古屋支社管内 飯田保全・サービスセンター																																																																																			
		危険物等の事故による被害	(一社)長野県LPガス協会 飯田広域消防本部																																																																																			
		警察調査被害	飯田警察署																																																																																			
町民部	住民班	人的及び住家の被害	南信州地域振興局 飯田警察署																																																																																			
	保健班	医療施設被害	飯田保健福祉事務所																																																																																			
		感染症関係被害	飯伊地区包括医療協議会																																																																																			
建設部	建設班	都市施設被害	飯田建設事務所																																																																																			
		公共土木施設被害	飯田国道事務所																																																																																			
		土砂災害等による被害	天竜川上流河川事務所																																																																																			
環境水道部	上水道班	上水道施設被害	飯田保健福祉事務所																																																																																			
担当		調査事項	協力機関																																																																																			
本部事務局 総務部		概況速報	南信州地域振興局総務管理課																																																																																			
		水害等速報	国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所																																																																																			
		火災速報	飯田広域消防本部																																																																																			
		避難勧告・避難指示(緊急)等 避難状況																																																																																				
		公益事業被害	東海旅客鉄道(株)飯田駅 東日本電信電話(株)長野支店 <u>中部電力(株)飯田営業所</u> 中日本高速道路(株) 名古屋支社管内 飯田保全・サービスセンター																																																																																			
		危険物等の事故による被害	(一社)長野県LPガス協会 飯田広域消防本部																																																																																			
		警察調査被害	飯田警察署																																																																																			
町民部	住民班	人的及び住家の被害	南信州地域振興局 飯田警察署																																																																																			
	保健班	医療施設被害	飯田保健福祉事務所																																																																																			
		感染症関係被害	飯伊地区包括医療協議会																																																																																			
建設部	建設班	都市施設被害	飯田建設事務所																																																																																			
		公共土木施設被害	飯田国道事務所																																																																																			
		土砂災害等による被害	天竜川上流河川事務所																																																																																			
環境水道部	上水道班	上水道施設被害	飯田保健福祉事務所																																																																																			

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・連絡活動

新				旧				備考
		下水道班	下水道施設被害			下水道班	下水道施設被害	
		環境班	廃棄物処理施設被害			環境班	廃棄物処理施設被害	
産業観光部	農業振興班	農業用施設被害	みなみ信州農業協同組合	産業観光部	農業振興班	農業用施設被害	みなみ信州農業協同組合	
			農業技術者連絡協議会 各区会				農業技術者連絡協議会 各区会	
		林業関係被害	飯伊森林組合			林業関係被害	飯伊森林組合	
	商工観光班	商工関係被害	南信州地域振興局		商工観光班	商工関係被害	南信州地域振興局	
		観光施設被害	商工会			観光施設被害	商工会	
教育部	各班	教育関係被害	南信教育事務所 飯田事務所	教育部	各班	教育関係被害	南信教育事務所 飯田事務所	
	保育園班	社会福祉施設被害	南信州地域振興局 南信州広域連合		保育園班	社会福祉施設被害	南信州地域振興局 南信州広域連合	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第3節 非常参集職員の活動

新	旧	備考																																																																																																							
<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 災害救助法が適用された場合の体制</p> <p>町域に災害救助法が適用されたときは、町長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">災害時非常配備体制基準</p> <table border="1" data-bbox="172 598 1311 1822"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th colspan="3">第1 非常配備・(注意体制)【全課局長・指定係長】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配備基準</td> <td colspan="3">【風水害等】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき 3 今後さらに被害が増加するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備基準</td> <td colspan="3">【地震災害】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">4 震度4の地震が発生したとき 5 東海地震に関連する調査情報(臨時)・<u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</u>又は<u>(巨大地震注意)</u>が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配備体制 (災害警戒本部)</td> <td colspan="3">1 次の課長・係長を招集し、巡視、情報収集にあたる。</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>こども課長</td> <td>土木係長</td> </tr> <tr> <td>まちづくり政策課長</td> <td>生涯学習課長</td> <td><u>リニア対策室長</u></td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>議会事務局長</td> <td>農業振興係長</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課長</td> <td>行政庶務係長</td> <td>農林係長</td> </tr> <tr> <td>産業観光課長</td> <td>企画財政係長</td> <td>危機管理係長</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> <td><u>まちづくり推進係長</u></td> <td>危機管理係員</td> </tr> <tr> <td>環境水道課長</td> <td>建設管理係長</td> <td style="text-align: right;"><u>以上 21 人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 事態の推移に伴い、速やかに第2 非常配備体制に移行し得る体制とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動内容</td> <td colspan="3">1 総務課長は、気象等に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、県及び関係機関との情報連絡にあたる。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 総務課長は、関係課部局と情報の収集及び連絡にあたる。 3 関係課長は、次の措置をとり、その状況を総務課長に報告する。 ① 初期の災害対策活動にあたる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(又は被災予想地)へ職員を配備するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	第1 非常配備・(注意体制)【全課局長・指定係長】			配備基準	【風水害等】			1 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき 3 今後さらに被害が増加するおそれがあるとき			配備基準	【地震災害】			4 震度4の地震が発生したとき 5 東海地震に関連する調査情報(臨時)・ <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</u> 又は <u>(巨大地震注意)</u> が発表されたとき			配備体制 (災害警戒本部)	1 次の課長・係長を招集し、巡視、情報収集にあたる。			総務課長	こども課長	土木係長	まちづくり政策課長	生涯学習課長	<u>リニア対策室長</u>	住民税務課長	議会事務局長	農業振興係長	保健福祉課長	行政庶務係長	農林係長	産業観光課長	企画財政係長	危機管理係長	建設課長	<u>まちづくり推進係長</u>	危機管理係員	環境水道課長	建設管理係長	<u>以上 21 人</u>	2 事態の推移に伴い、速やかに第2 非常配備体制に移行し得る体制とする。			活動内容	1 総務課長は、気象等に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、県及び関係機関との情報連絡にあたる。			2 総務課長は、関係課部局と情報の収集及び連絡にあたる。 3 関係課長は、次の措置をとり、その状況を総務課長に報告する。 ① 初期の災害対策活動にあたる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(又は被災予想地)へ職員を配備するものとする。			<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 災害救助法が適用された場合の体制</p> <p>町域に災害救助法が適用されたときは、町長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">災害時非常配備体制基準</p> <table border="1" data-bbox="1389 598 2528 1822"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th colspan="3">第1 非常配備・(注意体制)【全課局長・指定係長】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配備基準</td> <td colspan="3">【風水害等】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき 3 今後さらに被害が増加するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備基準</td> <td colspan="3">【地震災害】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">4 震度4の地震が発生したとき 5 東海地震に関連する調査情報(臨時)・<u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u>が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配備体制 (災害警戒本部)</td> <td colspan="3">1 次の課長・係長を招集し、巡視、情報収集にあたる。</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>環境水道課長</td> <td><u>まちづくり推進係兼リニア対策室長</u></td> </tr> <tr> <td>まちづくり政策課長</td> <td>こども課長</td> <td>建設管理係長</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>生涯学習課長</td> <td>土木係長</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課長</td> <td>議会事務局長</td> <td>農業振興係長</td> </tr> <tr> <td>産業観光課長</td> <td>行政庶務係長</td> <td>農林係長</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> <td>企画財政係長</td> <td>危機管理係 <u>以上 20 人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 事態の推移に伴い、速やかに第2 非常配備体制に移行し得る体制とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動内容</td> <td colspan="3">1 総務課長は、気象等に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、県及び関係機関との情報連絡にあたる。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 総務課長は、関係課部局と情報の収集及び連絡にあたる。 3 関係課長は、次の措置をとり、その状況を総務課長に報告する。 ① 初期の災害対策活動にあたる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(又は被災予想地)へ職員を配備するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	第1 非常配備・(注意体制)【全課局長・指定係長】			配備基準	【風水害等】			1 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき 3 今後さらに被害が増加するおそれがあるとき			配備基準	【地震災害】			4 震度4の地震が発生したとき 5 東海地震に関連する調査情報(臨時)・ <u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u> が発表されたとき			配備体制 (災害警戒本部)	1 次の課長・係長を招集し、巡視、情報収集にあたる。			総務課長	環境水道課長	<u>まちづくり推進係兼リニア対策室長</u>	まちづくり政策課長	こども課長	建設管理係長	住民税務課長	生涯学習課長	土木係長	保健福祉課長	議会事務局長	農業振興係長	産業観光課長	行政庶務係長	農林係長	建設課長	企画財政係長	危機管理係 <u>以上 20 人</u>	2 事態の推移に伴い、速やかに第2 非常配備体制に移行し得る体制とする。			活動内容	1 総務課長は、気象等に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、県及び関係機関との情報連絡にあたる。			2 総務課長は、関係課部局と情報の収集及び連絡にあたる。 3 関係課長は、次の措置をとり、その状況を総務課長に報告する。 ① 初期の災害対策活動にあたる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(又は被災予想地)へ職員を配備するものとする。			
種 別	第1 非常配備・(注意体制)【全課局長・指定係長】																																																																																																								
配備基準	【風水害等】																																																																																																								
	1 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき 3 今後さらに被害が増加するおそれがあるとき																																																																																																								
配備基準	【地震災害】																																																																																																								
	4 震度4の地震が発生したとき 5 東海地震に関連する調査情報(臨時)・ <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</u> 又は <u>(巨大地震注意)</u> が発表されたとき																																																																																																								
配備体制 (災害警戒本部)	1 次の課長・係長を招集し、巡視、情報収集にあたる。																																																																																																								
	総務課長	こども課長	土木係長																																																																																																						
	まちづくり政策課長	生涯学習課長	<u>リニア対策室長</u>																																																																																																						
	住民税務課長	議会事務局長	農業振興係長																																																																																																						
	保健福祉課長	行政庶務係長	農林係長																																																																																																						
	産業観光課長	企画財政係長	危機管理係長																																																																																																						
	建設課長	<u>まちづくり推進係長</u>	危機管理係員																																																																																																						
	環境水道課長	建設管理係長	<u>以上 21 人</u>																																																																																																						
2 事態の推移に伴い、速やかに第2 非常配備体制に移行し得る体制とする。																																																																																																									
活動内容	1 総務課長は、気象等に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、県及び関係機関との情報連絡にあたる。																																																																																																								
	2 総務課長は、関係課部局と情報の収集及び連絡にあたる。 3 関係課長は、次の措置をとり、その状況を総務課長に報告する。 ① 初期の災害対策活動にあたる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(又は被災予想地)へ職員を配備するものとする。																																																																																																								
種 別	第1 非常配備・(注意体制)【全課局長・指定係長】																																																																																																								
配備基準	【風水害等】																																																																																																								
	1 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき 3 今後さらに被害が増加するおそれがあるとき																																																																																																								
配備基準	【地震災害】																																																																																																								
	4 震度4の地震が発生したとき 5 東海地震に関連する調査情報(臨時)・ <u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u> が発表されたとき																																																																																																								
配備体制 (災害警戒本部)	1 次の課長・係長を招集し、巡視、情報収集にあたる。																																																																																																								
	総務課長	環境水道課長	<u>まちづくり推進係兼リニア対策室長</u>																																																																																																						
	まちづくり政策課長	こども課長	建設管理係長																																																																																																						
	住民税務課長	生涯学習課長	土木係長																																																																																																						
	保健福祉課長	議会事務局長	農業振興係長																																																																																																						
	産業観光課長	行政庶務係長	農林係長																																																																																																						
	建設課長	企画財政係長	危機管理係 <u>以上 20 人</u>																																																																																																						
	2 事態の推移に伴い、速やかに第2 非常配備体制に移行し得る体制とする。																																																																																																								
活動内容	1 総務課長は、気象等に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、県及び関係機関との情報連絡にあたる。																																																																																																								
	2 総務課長は、関係課部局と情報の収集及び連絡にあたる。 3 関係課長は、次の措置をとり、その状況を総務課長に報告する。 ① 初期の災害対策活動にあたる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(又は被災予想地)へ職員を配備するものとする。																																																																																																								

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第3節 非常参集職員の活動

新		旧		備考
種 別	第2非常配備・(警戒体制)【係長・主査】	種 別	第2非常配備・(警戒体制)【係長・主査】	
配備基準	<p>【風水害等】</p> <p>1 大雨・大雪・暴風・暴風雪・洪水の警報が発表され、被害の発生が予想されるとき</p> <p>2 住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表されたとき</p> <p>3 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報が発表されたとき</p> <p>4 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>【地震災害】</p> <p>5 震度5弱の地震が発生したとき</p> <p>6 東海地震注意報・<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>または<u>(巨大地震警戒)</u>が発表されたとき</p>	配備基準	<p>【風水害等】</p> <p>1 大雨・大雪・暴風・暴風雪・洪水の警報が発表され、被害の発生が予想されるとき</p> <p>2 住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表されたとき</p> <p>3 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報が発表されたとき</p> <p>4 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>【地震災害】</p> <p>5 震度5弱の地震が発生したとき</p> <p>6 東海地震注意報・<u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u>が発表されたとき</p>	
配備体制	<p>1 必要に応じ、災害対策本部を設置する。</p> <p>2 本部長(町長)は、主査職以上の職員を招集する。</p> <p>3 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制とし、その他の職員は自宅待機とする。</p>	配備体制	<p>1 必要に応じ、災害対策本部を設置する。</p> <p>2 本部長(町長)は、主査職以上の職員を招集する。</p> <p>3 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制とし、その他の職員は自宅待機とする。</p>	
活動内容	<p>1 各課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。</p> <p>2 各課長は、次の措置をとり、その状況を本部長(町長)に報告するものとする。</p> <p>① 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。</p> <p>② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(又は被災予想地)へ職員を配備するものとする。</p>	活動内容	<p>1 各課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。</p> <p>2 各課長は、次の措置をとり、その状況を本部長(町長)に報告するものとする。</p> <p>① 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。</p> <p>② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(又は被災予想地)へ職員を配備するものとする。</p>	
種 別	第3非常配備・(非常体制)【全職員】	種 別	第3非常配備・(非常体制)【全職員】	
配備基準	<p>【風水害等】</p> <p>1 大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表されたとき</p> <p>2 住民に対し避難勧告又は避難指示(緊急)が発表されたとき</p> <p>3 町全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生、もしくは発生するおそれがあるとき</p> <p>【地震災害】</p> <p>4 震度5強以上の地震が発生したとき</p> <p>5 警戒宣言及び東海地震予知情報・<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>又は<u>(巨大地震警戒)</u>が発表されたとき</p>	配備基準	<p>【風水害等】</p> <p>1 大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表されたとき</p> <p>2 住民に対し避難勧告又は避難指示(緊急)が発表されたとき</p> <p>3 町全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生、もしくは発生するおそれがあるとき</p> <p>【地震災害】</p> <p>4 震度5強以上の地震が発生したとき</p> <p>5 警戒宣言及び東海地震予知情報・<u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u>が発表されたとき</p>	
配備体制	<p>1 災害対策本部を設置する。</p> <p>2 本部長(町長)は、全職員を招集する。</p>	配備体制	<p>1 災害対策本部を設置する。</p> <p>2 本部長(町長)は、全職員を招集する。</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第3節 非常参集職員の活動

新		旧		備考
活動内容	1 各部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。 2 各部長は、活動状況を本部長（町長）に報告するものとする。	活動内容	1 各部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。 2 各部長は、活動状況を本部長（町長）に報告するものとする。	
6 本部の組織及び運営		6 本部の組織及び運営		
<p>本部一般体制組織図</p>		<p>本部一般体制組織図</p>		
<p>※ 気象庁において、平成29年11月1日より運用開始された「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」発表時の対応については、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の内容等により、第1非常配備以上の体制で対応する。</p>				

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第3節 非常参集職員の活動

新			旧			備考
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">部長：こども課長</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">(こども担当係長) 学校教員班 (学校教育担当係長)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生涯学習部 部長：生涯学習課長</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">社会教育班 (生涯学習・男女共同参画担当係長) (文教施設担当係長)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会計部 部長：会計管理者</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">会計班 (会計室主査)</div> </div>			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生涯学習部 部長：生涯学習課長</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">社会教育班 (生涯学習・男女共同参画担当係長) (文教施設担当係長)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会計部 部長：会計管理者</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">会計班 (会計室主査)</div> </div>			
松川町災害警戒本部・災害対策本部組織及び事務分掌			松川町災害警戒本部・災害対策本部組織及び事務分掌			
部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分掌事務	部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分掌事務	
各部・班共通事項		<ol style="list-style-type: none"> 各部・班の動員配備に関する事 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関する事 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事(指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること) 他部・班の応援に関する事 	各部・班共通事項		<ol style="list-style-type: none"> 各部・班の動員配備に関する事 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関する事 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事(指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること) 他部・班の応援に関する事 	
総務部 総務課長 まちづくり政策課長	総務班 危機管理係長 行政庶務係長 <u>まちづくり推進係長</u> <u>公共交通係長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 本部の運営に関する連絡調整及び庶務に関する事 他機関に対し応援派遣要請に関する事 職員の待機、動員及び応援に関する事 気象情報等の各種情報の収集・伝達に関する事 防災無線に関する事 自衛隊の災害派遣の要請依頼に関する事 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発表に関する事 警戒区域の設定に関する事 庁舎・通信施設及び管理全般に関する事 自主防災会の応援体制づくり及び連絡調整に関する事 その他各部に属さない事 	総務部 総務課長 まちづくり政策課長	総務班 危機管理係長 行政庶務係長 <u>まちづくり推進兼ニア対策室長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 本部の運営に関する連絡調整及び庶務に関する事 他機関に対し応援派遣要請に関する事 職員の待機、動員及び応援に関する事 気象情報等の各種情報の収集・伝達に関する事 防災無線に関する事 自衛隊の災害派遣の要請依頼に関する事 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発表に関する事 警戒区域の設定に関する事 庁舎・通信施設及び管理全般に関する事 自主防災会の応援体制づくり及び連絡調整に関する事 その他各部に属さない事 	
	消防班 消防副本部長	<ol style="list-style-type: none"> 気象情報等各種情報の収集、伝達に関する事 応急資機材の調達確保に関する事 消防団及び関係機関との連絡調整に関する事 水防に関する事 		消防班 消防副本部長	<ol style="list-style-type: none"> 気象情報等各種情報の収集、伝達に関する事 応急資機材の調達確保に関する事 消防団及び関係機関との連絡調整に関する事 水防に関する事 	
	輸送班 企画財政係長	<ol style="list-style-type: none"> 応急輸送に関する事 公用車の管理、配車計画に関する事 緊急通行車両確認証明書及び標識の交付手続きに関する事 		輸送班 企画財政係長	<ol style="list-style-type: none"> 応急輸送に関する事 公用車の管理、配車計画に関する事 緊急通行車両確認証明書及び標識の交付手続きに関する事 	
	広報班 <u>まちづくり推進係長</u> <u>公共交通係長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 被害状況の収集、広報、啓発に関する事 報道機関への対応に関する事 災害資料の作製に関する事 		広報班 <u>まちづくり推進兼ニア対策室</u>	<ol style="list-style-type: none"> 被害状況の収集、広報、啓発に関する事 報道機関への対応に関する事 災害資料の作製に関する事 	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第3節 非常参集職員の活動

新			旧			備考
	救 援 班 <u>まちづくり推進係長</u> <u>公共交通係長</u>	1. 食料の調達に関する事 2. 救援物資、義援金、見舞金に関する事		救 援 班 <u>まちづくり推進兼リニア対策室</u>	1. 食料の調達に関する事 2. 救援物資、義援金、見舞金に関する事	
	財 政 班 企 画 財 政 係	1. 災害経費の予算措置に関する事 2. 災害対策物品の調整に関する事 3. 町有財産及び施設の災害対策に関する事		財 政 班 企 画 財 政 係	1. 災害経費の予算措置に関する事 2. 災害対策物品の調整に関する事 3. 町有財産及び施設の災害対策に関する事	
議 会 部 議 会 事 務 局 長	議 会 班	1. 町議会に関する事	議 会 部 議 会 事 務 局 長	議 会 班	1. 町議会に関する事	
町 民 部 保 健 福 祉 課 長 住 民 税 務 課 長	福 祉 班 福 祉 係 長 高 齢 者 係 長 地域包括支援センター長	1. 指定避難所、指定緊急避難場所及び収容施設管理に関する事 2. 避難者の救護及び避難者名簿の作成に関する事 3. 災害救助法の事務に関する事 4. 被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与に関する事 5. 要配慮者の安全対策に関する事 6. 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関する事 7. 福祉避難所に関する事 8. 社会福祉施設の被害状況の調査及び報告に関する事 9. 松川町社会福祉協議会との連絡調整に関する事 10. ボランティアの受入に関する事	町 民 部 保 健 福 祉 課 長 住 民 税 務 課 長	福 祉 班 福 祉 係 長 高 齢 者 係 長 地域包括支援センター長	1. 指定避難所、指定緊急避難場所及び収容施設管理に関する事 2. 避難者の救護及び避難者名簿の作成に関する事 3. 災害救助法の事務に関する事 4. 被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与に関する事 5. 要配慮者の安全対策に関する事 6. 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関する事 7. 福祉避難所に関する事 8. 社会福祉施設の被害状況の調査及び報告に関する事 9. 松川町社会福祉協議会との連絡調整に関する事 10. ボランティアの受入に関する事	
	保 健 班 保 健 予 防 係 長	1. 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事 2. 救護所の設置に関する事 3. 医薬品、衛生材料の調達、確保に関する事		保 健 班 保 健 予 防 係 長	1. 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事 2. 救護所の設置に関する事 3. 医薬品、衛生材料の調達、確保に関する事	
	住 民 班 住 民 係 長 徴 収 係 長 課 税 係 長	1. 被災世帯の被害状況の情報収集及び報告に関する事 2. <u>罹災</u> 証明に関する事 3. 被災者台帳の作成に関する事 4. 災害に伴う税の減免措置に関する事		住 民 班 住 民 係 長 徴 収 係 長 課 税 係 長	1. 被災世帯の被害状況の情報収集及び報告に関する事 2. <u>り災</u> 証明に関する事 3. 被災者台帳の作成に関する事 4. 災害に伴う税の減免措置に関する事	
建 設 部 建 設 課 長	建 設 班 建 設 管 理 係 長 農 地 整 備 係 長 土 木 係 長 <u>リニア対策室長</u>	1. 公共土木施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2. 公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事 3. 交通規制、迂回路線の設定及び障害物の除去等交通の確保に関する事 4. 治水、河川施設の被害状況の調査及び報告に関する事	建 設 部 建 設 課 長	建 設 班 建 設 管 理 係 長 農 地 整 備 係 長 土 木 係 長	1. 公共土木施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2. 公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事 3. 交通規制、迂回路線の設定及び障害物の除去等交通の確保に関する事 4. 治水、河川施設の被害状況の調査及び報告に関する事	
		5. 治水、河川施設の応急対策及び復旧に関する事 6. 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関する事 7. 応急仮設住宅の建設、入居者選定に関する事 8. 住宅の応急修理に関する事 9. 公園施設等の応急対策に関する事			5. 治水、河川施設の応急対策及び復旧に関する事 6. 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関する事 7. 応急仮設住宅の建設、入居者選定に関する事 8. 住宅の応急修理に関する事 9. 公園施設等の応急対策に関する事	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第3節 非常参集職員の活動

新			旧			備考
		10. 水防対策に関する事 11. 水防資機材の確保、調達に関する事 12. 河川愛護会との連絡調整に関する事			10. 水防対策に関する事 11. 水防資機材の確保、調達に関する事 12. 河川愛護会との連絡調整に関する事	
環境水道部 環境水道課長	上水道班 水道工務係長 上下水道係長	1. 上水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2. 上水道施設の応急対策及び復旧に関する事 3. 飲料水の確保及び供給に関する事	環境水道部 環境水道課長	上水道班 水道工務係長 上下水道係長	1. 上水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2. 上水道施設の応急対策及び復旧に関する事 3. 飲料水の確保及び供給に関する事	
	下水道班 上下水道係長	1. 下水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2. 下水道施設の応急対策及び復旧に関する事 3. 処理場施設の被害状況の調査及び報告に関する事 4. 処理場施設の応急対策及び復旧に関する事		下水道班 上下水道係長	1. 下水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2. 下水道施設の応急対策及び復旧に関する事 3. 処理場施設の被害状況の調査及び報告に関する事 4. 処理場施設の応急対策及び復旧に関する事	
	環境班 環境係長	1. 被災地の防疫に関する事 2. 被災地の清掃に関する事 3. 災害時のペット対策に関する事 4. 災害廃棄物の処理に関する事 5. 仮設トイレの確保に関する事 6. 遺体の処理、埋葬に関する事		環境班 環境係長	1. 被災地の防疫に関する事 2. 被災地の清掃に関する事 3. 災害時のペット対策に関する事 4. 災害廃棄物の処理に関する事 5. 仮設トイレの確保に関する事 6. 遺体の処理、埋葬に関する事	
産業観光部 産業観光課長	農業振興班 農業振興係長 農林係長	1. 農業関係の被害情報の収集及び報告に関する事 2. 応急資機材の調整及び確保に関する事 3. 農地農業用施設の被害状況調査及び報告に関する事 4. 農地農業用施設の応急復旧対策及び復旧に関する事 5. 農作物の応急対策及び技術対策に関する事 6. 病虫害防除及び家畜等の防疫に関する事 7. 各種資金の斡旋に関する事 8. 林地、治山施設の被害状況調査及び復旧に関する事 9. 林道の被害状況調査及び復旧に関する事	産業観光部 産業観光課長	農業振興班 農業振興係長 農林係長	1. 農業関係の被害情報の収集及び報告に関する事 2. 応急資機材の調整及び確保に関する事 3. 農地農業用施設の被害状況調査及び報告に関する事 4. 農地農業用施設の応急復旧対策及び復旧に関する事 5. 農作物の応急対策及び技術対策に関する事 6. 病虫害防除及び家畜等の防疫に関する事 7. 各種資金の斡旋に関する事 8. 林地、治山施設の被害状況調査及び復旧に関する事 9. 林道の被害状況調査及び復旧に関する事	
	商工観光班 商工観光係長	1. 商工観光施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2. 商工観光施設の災害対策に関する事 3. 商工観光資金の融資斡旋に関する事 4. 外国人を含む観光者の避難対策に関する事 5. 物資集積所の管理及び物資の仕分け・配分に関する事 6. 青年の家宿泊者の避難誘導に関する事		商工観光班 商工観光係長	1. 商工観光施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2. 商工観光施設の災害対策に関する事 3. 商工観光資金の融資斡旋に関する事 4. 外国人を含む観光者の避難対策に関する事 5. 物資集積所の管理及び物資の仕分け・配分に関する事 6. 青年の家宿泊者の避難誘導に関する事	
	施設班 まつかわの里係長	1. 清流苑宿泊者の避難誘導に関する事 2. まつかわの里一帯施設の被害状況の調査及び報告に関する事 3. まつかわの里一帯施設の応急対策及び復旧に関する事		施設班 まつかわの里係長	1. 清流苑宿泊者の避難誘導に関する事 2. まつかわの里一帯施設の被害状況の調査及び報告に関する事 3. まつかわの里一帯施設の応急対策及び復旧に関する事	
教育部	保育園班	1. 園児の安全に関する事	教育部	保育園班	1. 園児、施設利用者の安全対策及び避難救助に関する事	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第3節 非常参集職員の活動

新			旧			備考
こども課長	保育園長	2. 保育園の災害対策及び被害状況の報告に関する事 3. 保育園施設の応急対策及び復旧に関する事	こども課長	保育園係長	2. 保育園施設の災害対策及び被害状況の報告に関する事 3. 保育園施設の応急対策及び復旧に関する事	
	学校教員班 学校教育係長	1. 児童生徒の安全対策及び避難救助に関する事 2. 被災児童生徒の把握及び学用品の調達配布に関する事 3. 学校関係施設の被害状況の収集及び報告に関する事 4. 学校関係施設の応急対策及び復旧に関する事 5. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開閉設・運営への協力に関する事		学校教員班 学校教育係長	1. 児童生徒の安全対策及び避難救助に関する事 2. 被災児童生徒の把握及び学用品の調達配布に関する事 3. 学校関係施設の被害状況の収集及び報告に関する事 4. 学校関係施設の応急対策及び復旧に関する事 5. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開閉設・運営への協力に関する事	
生涯学習部 生涯学習課長	社会教育班 生涯学習・男女 共同参画係長 文教施設係長	1. 社会教育施設利用者の安全対策及び避難援助に関する事 2. 社会教育施設の被害状況の調査及び報告に関する事 3. 社会教育施設の応急対策及び復旧に関する事 4. 社会教育の場における防災教育に関する事 5. 文化財の被害状況の調査、報告及び災害対策に関する事 6. 公民館施設の被害状況の調査に関する事 7. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開閉設・運営への協力に関する事	生涯学習部 生涯学習課長	社会教育班 生涯学習・男女 共同参画係長 文教施設係長	1. 社会教育施設利用者の安全対策及び避難援助に関する事 2. 社会教育施設の被害状況の調査及び報告に関する事 3. 社会教育施設の応急対策及び復旧に関する事 4. 社会教育の場における防災教育に関する事 5. 文化財の被害状況の調査、報告及び災害対策に関する事 6. 公民館施設の被害状況の調査に関する事 7. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開閉設・運営への協力に関する事	
	会計部 会計管理者	1. 災害関係経費の出納に関する事		会計部 会計管理者	1. 災害関係経費の出納に関する事	

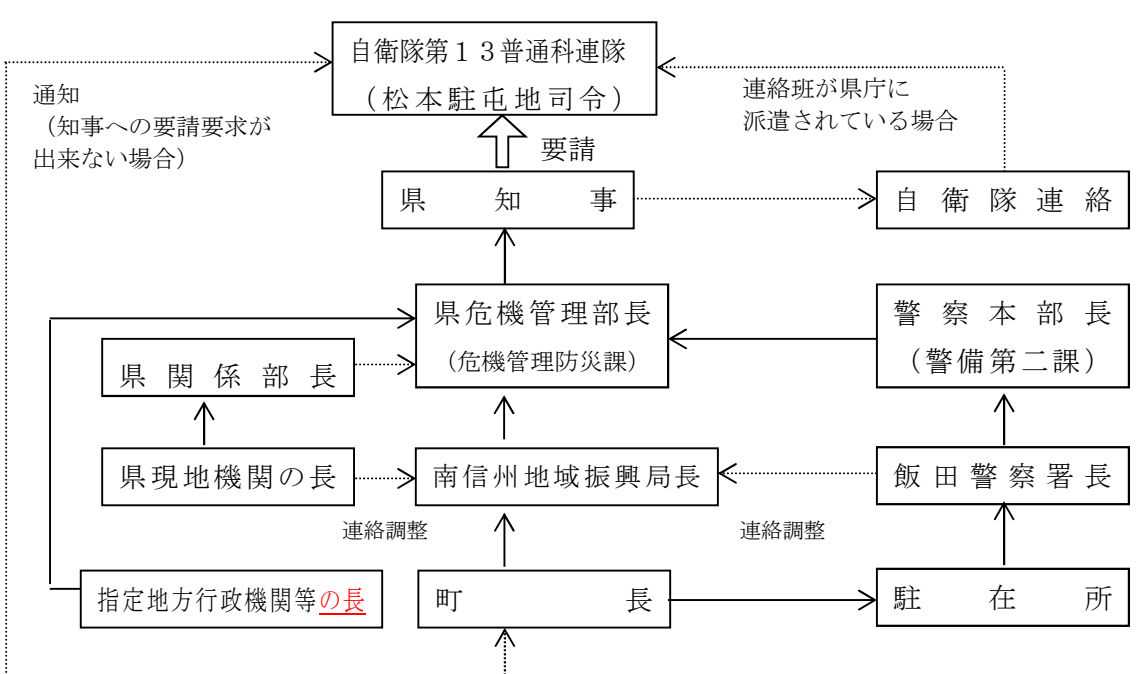
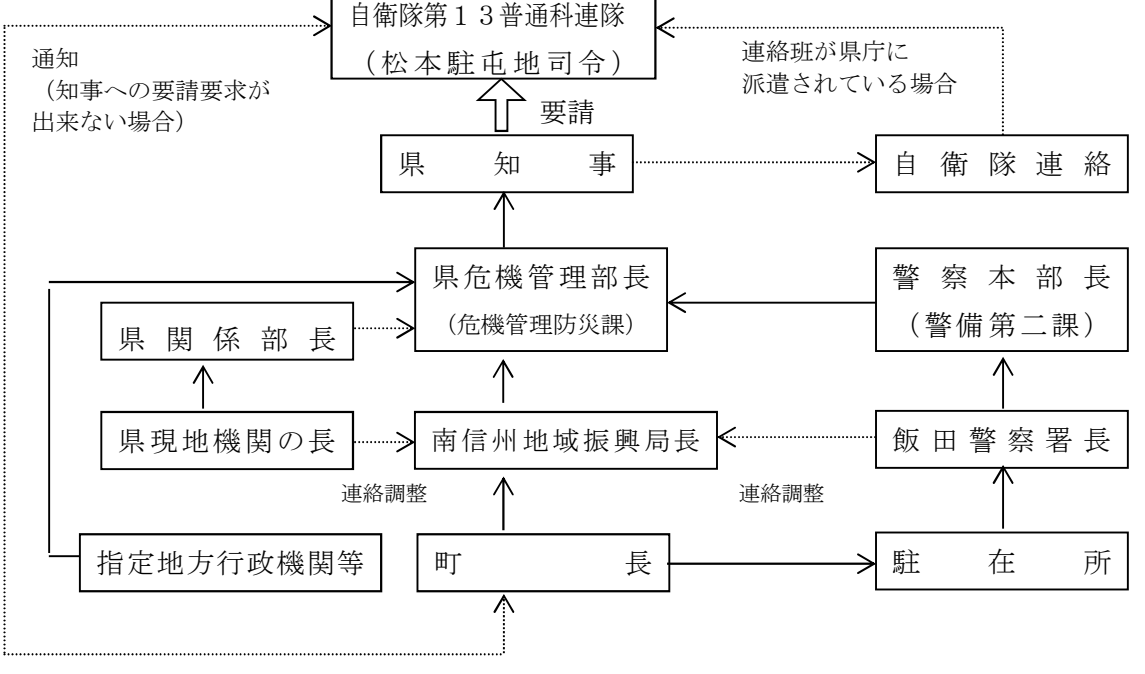
第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第4節 広域相互応援活動

新	旧	備考
<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、<u>市町村</u>相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援消防協定」に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</u></p> <p>また、他の<u>市町村</u>が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>町が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な<u>災害応急対策</u>が実施できる体制の確立を図る。</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする<u>災害応急対策</u>等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p><u>なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p>	<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、<u>地方公共団体</u>相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援消防協定」に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>応援要請にあたっては、受入体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。</u></p> <p>また、他の<u>地方公共団体</u>が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>町が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な<u>応急措置</u>が実施できる体制の確立を図る。</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする<u>応急措置</u>等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p>	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第6節 自衛隊の災害派遣活動

新	旧	備考
<p>第6節 自衛隊の災害派遣活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、<u>災害対策法第68条の2</u>に基づき、<u>県知事に対し</u>、自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。</p> <p>また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、地域防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(イ) 派遣要請系統</p> <p>自衛隊災害派遣要請の手続き系統は、次表のとおりである。</p> 	<p>第6節 自衛隊の災害派遣活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、<u>自衛隊法第83条</u>に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。</p> <p>また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、地域防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(イ) 派遣要請系統</p> <p>自衛隊災害派遣要請の手続き系統は、次表のとおりである。</p> 	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第6節 自衛隊の災害派遣活動

新	旧	備考																				
<p>(ウ) 要請方法</p> <p style="text-align: center;">要請文書の宛先・連絡先</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">要請文書の宛先</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">連絡先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時間内</td> <td style="text-align: center;">時間外</td> </tr> <tr> <td>第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76</td> <td>駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 81-535-<u>61</u> FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-<u>62</u></td> </tr> </table>	要請文書の宛先		陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)		連絡先		時間内	時間外	第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 81-535- <u>61</u> FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535- <u>62</u>	<p>(ウ) 要請方法</p> <p style="text-align: center;">要請文書の宛先・連絡先</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">要請文書の宛先</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">連絡先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時間内</td> <td style="text-align: center;">時間外</td> </tr> <tr> <td>第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76</td> <td>駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 81-535-<u>79</u> FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-<u>76</u></td> </tr> </table>	要請文書の宛先		陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)		連絡先		時間内	時間外	第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 81-535- <u>79</u> FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535- <u>76</u>	
要請文書の宛先																						
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)																						
連絡先																						
時間内	時間外																					
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 81-535- <u>61</u> FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535- <u>62</u>																					
要請文書の宛先																						
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)																						
連絡先																						
時間内	時間外																					
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 81-535- <u>79</u> FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535- <u>76</u>																					

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第7節 救助・救急・医療活動

新	旧	備考
<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。</p> <p>災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。</p> <p>また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。</p> <p>さらに、市町村の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p><u>なお、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。</p> <p>災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。</p> <p>また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。</p> <p>さらに、市町村の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p>	

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画
第10節 緊急輸送活動

新	旧	備考
<p>第10節 緊急輸送活動 第2 主な活動 5 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。</p>	<p>第10節 緊急輸送活動 第2 主な活動 5 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第12節 避難収容及び情報提供活動

新	旧	備考																											
<p>第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 町長は避難者のために<u>指定避難所</u>を開設し、良好な避難生活を確保する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合は、住民に対して状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ確かな収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p><u>また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</u></p> <div data-bbox="201 1171 1291 1743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">＜避難情報等＞</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">＜防災気象情報＞</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">警戒レベル</th> <th style="width: 45%;">避難行動等</th> <th style="width: 15%;">避難情報等</th> <th style="width: 25%;">【警戒レベル相当情報(例)】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル5</td> <td>既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。</td> <td>災害発生情報 <small>※2 災害が発生していることを認識した場合に、町長が町長が発令</small></td> <td>警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル4 全員避難</td> <td>速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。</td> <td>避難勧告 避難指示(緊急) <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重なる避難を要する場合等に発令(市町村が発令)</small></td> <td>警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル3 高齢者等は避難</td> <td>避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始 <small>(市町村が発令)</small></td> <td>警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル2</td> <td>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。</td> <td>洪水注意報 大雨注意報等 <small>(気象庁が発令)</small></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高めましょう。</td> <td>早期注意情報 <small>(気象庁が発令)</small></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。</small></p> </div>	＜避難情報等＞		＜防災気象情報＞		警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】	警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 <small>※2 災害が発生していることを認識した場合に、町長が町長が発令</small>	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル4 全員避難	速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重なる避難を要する場合等に発令(市町村が発令)</small>	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 <small>(市町村が発令)</small>	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等	警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 <small>(気象庁が発令)</small>	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。	警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 <small>(気象庁が発令)</small>	<p>第12節 避難収容及び情報提供活動第</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 町長は避難者のために<u>避難所</u>を開設し、良好な避難生活を確保する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合は、住民に対して状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ確かな収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>	
＜避難情報等＞		＜防災気象情報＞																											
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】																										
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 <small>※2 災害が発生していることを認識した場合に、町長が町長が発令</small>	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等																										
警戒レベル4 全員避難	速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重なる避難を要する場合等に発令(市町村が発令)</small>	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等																										
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 <small>(市町村が発令)</small>	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等																										
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 <small>(気象庁が発令)</small>	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。																										
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 <small>(気象庁が発令)</small>																											

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第12節 避難収容及び情報提供活動

新	旧	備考
<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。<u>また、県は時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。</u></p> <p>ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な指示（緊急）・避難誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難指示（緊急）・避難誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、<u>避難場所へ</u>避難誘導を行う。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、町等の<u>指定避難場所</u>の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>カ 住民への周知</p> <p>(オ) 町は、<u>さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう</u>、町防災行政無線（<u>個別受信機を含む</u>）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>5 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>町は、収容を必要とする被災者の救出のために<u>指定避難所</u>を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な指示（緊急）・避難誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難指示（緊急）・避難誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、町等の<u>避難場所</u>の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>カ 住民への周知</p> <p>(オ) 町は、町防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>5 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>町は、収容を必要とする被災者の救出のために<u>避難所</u>を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第12節 避難収容及び情報提供活動

ア【町が実施する対策】

(ア) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(エ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努めるものとする。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d ボランティア
- e 他の市町村

(オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ア【町が実施する対策】

(ア) 町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

(イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努めるものとする。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d ボランティア
- e 他の市町村

(オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

(ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第12節 避難収容及び情報提供活動

新	旧	備考
<p>(サ) <u>指定避難所</u>への収容及び<u>指定避難所</u>の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民や<u>NPO・ボランティア等</u>の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(シ) <u>指定避難所</u>の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。</p> <p>(セ) <u>指定避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(ソ) やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>指定避難所</u>の運営について必要に応じ町長に協力するものとする。</p> <p>ウ【住民が実施する対策】</p> <p><u>指定避難所</u>の管理運営について町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。</p> <p>7 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p>イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、<u>指定避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>エ 避難者を受け入れる場合、町は、<u>指定避難所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>9 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 町は、<u>被災者のニーズを十分把握し</u>、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生</p>	<p>(サ) <u>避難所</u>への収容及び<u>避難所</u>の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民や<u>ボランティア団体等</u>の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(シ) <u>避難所</u>の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。</p> <p>(セ) <u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>(ソ) やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>避難所</u>の運営について必要に応じ町長に協力するものとする。</p> <p>ウ【住民が実施する対策】</p> <p><u>避難所</u>の管理運営について町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。</p> <p>7 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p>イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、<u>避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>エ 避難者を受け入れる場合、町は、<u>避難所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>9 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 町は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第12節 避難収容及び情報提供活動

新	旧	備考
<p>活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p><u>なお、その際、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</u></p> <p>(イ) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを<u>鑑み</u>、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>(イ) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを<u>かんがみ</u>、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画
第13節 孤立地域対策活動

新	旧	備考
<p>第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、 <u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u>を設置する。</p>	<p>第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、 <u>特設公衆電話</u>を設置する。</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第14節 食料品等の調達供給活動

新	旧	備考
<p>第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 卸売市場業者</p> <p>生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。</p> <p>〈食料の調達供給に関する図表〉</p>	<p>第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 卸売市場業者</p> <p>生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。</p> <p>(注: ----- は、食糧事務所支所長等に対する緊急要請)</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第15節 飲料水の調達供給活動

新	旧	備考																		
<p>第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、町で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。</p> <p>また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。</p> <p>被災の規模により本町での給水活動が困難となる場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村の給水応援を要請する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p style="text-align: center;">水道施設の現況</p> <table border="1" data-bbox="270 898 928 1087"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>1日取水可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>松川町上水道</u></td> <td><u>5,264 m³</u></td> </tr> <tr> <td><u>旧峠簡易水道</u></td> <td><u>46 m³</u></td> </tr> <tr> <td><u>旧生東簡易水道</u></td> <td><u>232 m³</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	1日取水可能量	<u>松川町上水道</u>	<u>5,264 m³</u>	<u>旧峠簡易水道</u>	<u>46 m³</u>	<u>旧生東簡易水道</u>	<u>232 m³</u>	<p>第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、町で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。</p> <p>また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。</p> <p>被災の規模により本町での給水活動が困難となる場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村の給水応援を要請する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p style="text-align: center;">水道施設の現況</p> <table border="1" data-bbox="1472 911 2131 1142"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>1日取水可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>松川町上水道</u></td> <td><u>4,800 m³</u></td> </tr> <tr> <td><u>福沢簡易水道</u></td> <td><u>230 m³</u></td> </tr> <tr> <td><u>峠簡易水道</u></td> <td><u>50 m³</u></td> </tr> <tr> <td><u>生東簡易水道</u></td> <td><u>230 m³</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	1日取水可能量	<u>松川町上水道</u>	<u>4,800 m³</u>	<u>福沢簡易水道</u>	<u>230 m³</u>	<u>峠簡易水道</u>	<u>50 m³</u>	<u>生東簡易水道</u>	<u>230 m³</u>	
名 称	1日取水可能量																			
<u>松川町上水道</u>	<u>5,264 m³</u>																			
<u>旧峠簡易水道</u>	<u>46 m³</u>																			
<u>旧生東簡易水道</u>	<u>232 m³</u>																			
名 称	1日取水可能量																			
<u>松川町上水道</u>	<u>4,800 m³</u>																			
<u>福沢簡易水道</u>	<u>230 m³</u>																			
<u>峠簡易水道</u>	<u>50 m³</u>																			
<u>生東簡易水道</u>	<u>230 m³</u>																			

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第16節 生活必需品の調達供給活動

新	旧	備考
<p>第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、<u>NPO・ボランティア等</u>の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・配分するものとする。(各避難施設には直接配分し、各家庭には地区担当者を経由して配分する。)</p> <p>特に、要配慮者については、供給、配分について優先的に行うなど十分配慮するものとする。</p>	<p>第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、<u>ボランティア団体等</u>の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・配分するものとする。(各避難施設には直接配分し、各家庭には地区担当者を経由して配分する。)</p> <p>特に、要配慮者については、供給、配分について優先的に行うなど十分配慮するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第17節 保健衛生、感染症予防活動

新	旧	備考
<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動を速やかに推進するものとする。</p>	<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、<u>集団</u>給食施設等の復旧活動を速やかに推進するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画
第19節 廃棄物処理活動

新	旧	備考
<p>第19節 廃棄物処理活動 第3 活動の内容 1 ごみ、し尿の処理対策 (2) 基本計画 オ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、<u>速やかに</u>仮置き場を設け<u>住民へ周知する</u>。仮置き場は、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。</p>	<p>第19節 廃棄物処理活動 第3 活動の内容 1 ごみ、し尿の処理対策 (2) 基本計画 オ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設け<u>る</u>。仮置き場は、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第21節 危険物施設等応急活動

新	旧	備考
<p>第21節 危険物施設等応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 危険物施設における、<u>PRTR対象物質などの</u>危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p>	<p>第21節 危険物施設等応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p>	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第22節 電気施設応急活動

新	旧	備考
<p>第22節 電気施設応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、<u>必要に応じて節電の呼びかけを行う。</u></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応急復旧体制の確立</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【中部電力パワーグリッド株が実施する対策】</p> <p>ア 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。</p> <p>イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。</p> <p>ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【中部電力パワーグリッド株が実施する対策】</p> <p>ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから準じ実施するものとする。</p> <p>イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達するものとする。</p> <p>ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。</p> <p>エ 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。</p> <p>また、緊急復旧を必要する場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。</p> <p>オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。</p> <p>3 二次災害防止及び節電</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。</p> <p><u>また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。</u></p>	<p>第22節 電気施設応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応急復旧体制の確立</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【中部電力株が実施する対策】</p> <p>ア 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。</p> <p>イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。</p> <p>ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【中部電力株が実施する対策】</p> <p>ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから準じ実施するものとする。</p> <p>イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達するものとする。</p> <p>ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。</p> <p>エ 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。</p> <p>また、緊急復旧を必要する場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。</p> <p>オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。</p> <p>3 二次災害防止</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。</p>	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第22節 電気施設応急活動

新	旧	備考
<p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】 <u>県及び</u>電力会社からの要請に基づき、町防災行政無線等により、住民に対する広報活動を行うものとする。</p> <p>イ【<u>中部電力パワーグリッド</u>が実施する対策】 <u>(ウ) 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び町へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。</u></p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】 電力会社からの要請に基づき、町防災行政無線等により、住民に対する広報活動を行うものとする。</p> <p>イ【<u>中部電力</u>が実施する対策】 <u>(新設)</u></p>	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第24節 下水道施設応急活動

新	旧	備考
<p>第24節 下水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡、被害規模の把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 下水道台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。</p> <p><u>イ</u> <u>情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>3 応急対策の実施</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、<u>緊急調査</u>、<u>応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。</u></p>	<p>第24節 下水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡、被害規模の把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>下水道台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 応急対策の実施</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、<u>応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。</u></p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第25節 通信・放送施設応急活動

新	旧	備考
<p>第25節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第2 主な取組</p> <p>2 <u>電気通信事業者</u>は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 町防災行政無線通信の応急活動</p> <p>(3) 実施計画</p> <p>イ 関係官庁等の通信は次の手段により行う。</p> <p>(エ) NTT電話</p> <p>ウ 関係機関の対応</p> <p>(ア) 有線施設を使用して関係機関と連絡する場合に、緊急を要するものについては、非常電話又は非常電報をもって連絡する。なお、この場合あらかじめ東日本電信電話(株)<u>長野支店長</u>に対して、災害時優先電話として承諾を受けておくものとする。</p> <p>2 <u>電気通信施設</u>の応急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 通信サービス確保の基本方針</p> <p>(イ) 避難所等に<u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u>を設置する。</p> <p>(2) <u>実施計画</u></p> <p>【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する対策】</p> <p>イ <u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u>の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難場所等へ<u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u>の設置に努めるものとする。</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル<u>等</u>の提供</p> <p>災害発生により著しく通信<u>ふくそう</u>が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板<u>等</u>を速やかに提供するものとする。</p>	<p>第25節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第2 主な取組</p> <p>2 <u>東日本電信電話(株)</u>は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 町防災行政無線通信の応急活動</p> <p>(3) 実施計画</p> <p>イ 関係官庁等の通信は次の手段により行う。</p> <p>(エ) NTT電話(<u>非常電話、非常電報、孤立防止無線機、衛星携帯電話</u>)</p> <p>ウ 関係機関の対応</p> <p>(ア) 有線施設を使用して関係機関と連絡する場合に、緊急を要するものについては、非常電話又は非常電報をもって連絡する。なお、この場合あらかじめ東日本電信電話(株)<u>飯田支店長</u>に対して、災害時優先電話として承諾を受けておくものとする。</p> <p>2 <u>電信電話施設</u>の応急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 通信サービス確保の基本方針</p> <p>(イ) 避難所等に<u>特設公衆電話</u>を設置する。</p> <p>(2) <u>基本方針</u></p> <p>【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク<u>モバイル</u>(株)が実施する対策】</p> <p>イ <u>特設公衆電話</u>の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難場所等へ<u>特設公衆電話</u>の設置に努めるものとする。</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤルの提供</p> <p>災害発生により著しく通信<u>輻輳</u>が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板・<u>w e b 1 7 1</u>を速やかに提供するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第26節 鉄道施設応急活動

新	旧	備考
<p>第26節 鉄道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。</p> <p>このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。</p> <p><u>さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第26節 鉄道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。</p> <p>このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画
第28節 土砂災害等応急活動

新	旧	備考
<p>第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p><u>(ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。</u></p>	<p>第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第30節 道路及び橋梁応急活動

新	旧	備考
<p>第30節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。</u></p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、<u>E T C 2. 0</u>、道路情報板、路側放送、<u>インターネット</u>等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p>	<p>第30節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p>	

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画
第33節 ため池災害応急活動

新	旧	備考
<p>第33節 ため池災害応急活動 第3 活動の内容 2 実施計画 (1)【町が実施する対策】 ア 災害発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。</p>	<p>第33節 ため池災害応急活動 第3 活動の内容 2 実施計画 (1)【町が実施する対策】 ア 災害発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告するものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第34節 農林産物災害応急活動

新	旧	備考
<p>第34節 農林産物災害応急活動 (実施担当：産業観光部・建設部)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農産物災害応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被害を受けた作物の技術指導は、南信州農業農村支援センター技術経営普及課及び農業技術者連絡協議会の協力を得て行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。</p> <p>また、被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。</p>	<p>第34節 農林産物災害応急活動 (実施担当：産業観光部・建設部)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農産物災害応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被害を受けた作物の技術指導は、南信州農業改良普及センター及び農業技術者連絡協議会の協力を得て行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。</p> <p>また、被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。</p>	

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画
第35節 文教活動

新	旧	備考
<p>第35節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p>ア 町（教育委員会）は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。</p> <p>(ウ) 学校給食の確保</p> <p>学校給食物資の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。</p>	<p>第35節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p>ア 町（教育委員会）は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。</p> <p>(ウ) 学校給食の確保</p> <p>学校給食物資（<u>小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳</u>）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。</p>	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第36節 飼養動物の保護対策

新	旧	備考
<p>第36節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、<u>放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から</u>、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>第2 主な活動 被災地域における負傷又は<u>放浪</u>状態の動物の保護活動及び避難所等における<u>家庭動物</u>の適正飼養。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、<u>飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</u></p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【町が実施する対策】 ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、<u>避難所及び応急仮設住宅等における</u>適切な体制整備に努めるものとする。</p>	<p>第36節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物<u>についても</u>保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>第2 主な活動 被災地域における負傷又は<u>放し飼い</u>状態の動物の保護活動及び避難所における<u>ペット</u>の適正飼育を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、<u>ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。</u></p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【町が実施する対策】 ウ ペットとの同行避難<u>について</u>適切な体制整備に努めるものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第37節 ボランティアの受入体制

新	旧	備考
<p>第37節 ボランティアの受入体制</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。</p> <p>事前に登録されたボランティアの受入はもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティア、<u>NPO・NGO、企業等</u>についても、窓口を設置し適切な受入を行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p><u>(ウ) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</u></p> <p>(エ) ボランティアの需要状況等について、随時県対策本部に報告する。</p> <p><u>ウ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】</u></p> <p><u>(ア) 被災者のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。</u></p> <p><u>(イ) 県及び町災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。</u></p> <p><u>(ウ) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。</u></p> <p>エ【その他NPO・NGO等が実施する対策】</p> <p><u>被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。</u></p>	<p>第37節 ボランティアの受入体制</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。</p> <p>事前に登録されたボランティアの受入はもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入を行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ウ) ボランティアの需要状況等について、随時県対策本部に報告する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第38節 義援物資及び義援金の受入体制

新	旧	備考
<p>第38節 義援物資及び義援金の受入体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(イ) 義援金</p> <p>a 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。</p>	<p>第38節 義援物資及び義援金の受入体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(イ) 義援金</p> <p>a 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。</p> <p><u>b 県が実施する義援金は、次の区分による。</u></p> <p><u>(a) 委員会に寄託し配分する義援金</u></p> <p><u>(b) 被災地へ直接送金する義援金（被災地が特定される場合）</u></p>	

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画
 第39節 災害救助法の適用

新	旧	備考																																				
<p>第39節 災害救助法の適用 第3 活動の内容 2 救助の実施 (2) 実施計画</p> <p><u>ア【県が実施する対策】</u> <u>(ア) 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表とおり、市町村長に事務の一部を委任する。</u> <u>なお、市町村に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は市町村と協議の上、別に定める。</u></p> <table border="1" data-bbox="305 772 1279 1602"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>県が実施する事務</th> <th>町に委任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>市町村からの要請による資材調達</td> <td>その他全て</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>委任する事務以外全て</td> <td>募集・維持管理</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>市町村からの要請による食品の調達</td> <td>その他全て</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>県管理上水道の受給者への供給</td> <td>町管理上水道の受給者への供給</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td></td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>DMAT 等の救護班による活動</td> <td>インフルエンザの予防接種等</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>応急修理実施要領の制定</td> <td>その他全て</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td></td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索・処理</td> <td>全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>町からの要請による資材調達</td> <td>その他全て</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ【町が実施する対策】</u></p>	救助の種類	県が実施する事務	町に委任する事務	避難所の設置	市町村からの要請による資材調達	その他全て	応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理	炊き出しその他による食品の給与	市町村からの要請による食品の調達	その他全て	飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	町管理上水道の受給者への供給	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て	医療及び助産	DMAT 等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等	災害にかかった者の救出	全て		住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て	埋葬		全て	死体の捜索・処理	全て		障害物の除去	町からの要請による資材調達	その他全て	<p>第39節 災害救助法の適用 第3 活動の内容 2 救助の実施 (2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p>	
救助の種類	県が実施する事務	町に委任する事務																																				
避難所の設置	市町村からの要請による資材調達	その他全て																																				
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理																																				
炊き出しその他による食品の給与	市町村からの要請による食品の調達	その他全て																																				
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	町管理上水道の受給者への供給																																				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て																																				
医療及び助産	DMAT 等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等																																				
災害にかかった者の救出	全て																																					
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て																																				
埋葬		全て																																				
死体の捜索・処理	全て																																					
障害物の除去	町からの要請による資材調達	その他全て																																				

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

第40節 観光地の災害応急対策

新	旧	備考
<p>第40節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(1)【町が実施する対策】</p> <p>イ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、<u>非常用電源の供給</u>を行うものとする。</p> <p>(2)【関係機関が実施する対策】</p> <p>多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、<u>非常用電源の供給</u>を行うものとする。</p>	<p>第40節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(1)【町が実施する対策】</p> <p>イ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行うものとする。</p> <p>(2)【関係機関が実施する対策】</p> <p>多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。</p>	

第2編 風水害対策編
 第3章 災害復旧計画
 第3節 計画的な復興

新	旧	備考
<p>第3節 計画的な復興 第3 計画の内容 2 防災まちづくり (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (イ) 前記目標事項の整備にあたっては、次の事項に留意するものとする。 d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し、</u>可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行うものとする。 (エ) 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>GISの活用等による</u>情報提供に努めるものとする。</p>	<p>第3節 計画的な復興 第3 計画の内容 2 防災まちづくり (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (イ) 前記目標事項の整備にあたっては、次の事項に留意するものとする。 d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行うものとする。 (エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	

第2編 風水害対策編

第3章 災害復旧計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

新	旧	備考
<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、<u>公営住宅等</u>への優先入居を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。</p> <p>また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに<u>公営住宅等</u>への優先入居の措置をとる。</p> <p>さらに、町外に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p>ア 災害復興住宅建設等補助金</p> <p>住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申し込みに必要な<u>罹災</u>証明書の発行を行うものとする。</p> <p>2 被災者生活再建支援法による復興</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ウ) 被災者に対し、申請に要する<u>罹災</u>証明書等の必要書類を発行するものとする。</p> <p>10 <u>罹災</u>証明書の交付</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく<u>罹災</u>証明書の交付を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p>災害による住家等の被害の程度の調査や<u>罹災</u>証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に<u>罹災</u>証明書を交付するものとする。</p> <p><u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>11 被災者台帳の作成</p>	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、<u>公営住宅</u>への優先入居を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。</p> <p>また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに<u>公営住宅</u>への優先入居の措置をとる。</p> <p>さらに、町外に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p>ア 災害復興住宅建設等補助金</p> <p>住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申し込みに必要な<u>り災</u>証明書の発行を行うものとする。</p> <p>2 被災者生活再建支援法による復興</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ウ) 被災者に対し、申請に要する<u>り災</u>証明書等の必要書類を発行するものとする。</p> <p>10 <u>り災</u>証明書の交付</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく<u>り災</u>証明書の交付を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p>災害による住家等の被害の程度の調査や<u>り災</u>証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に<u>り災</u>証明書を交付するものとする。</p> <p>11 被災者台帳の作成</p>	

第2編 風水害対策編

第3章 災害復旧計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

新	旧	備考
<p>(1) 基本方針</p> <p>災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の<u>積極的な作成及び活用を図る。</u></p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の<u>作成を行う。</u></p>	

第2編 風水害対策編
 第3章 災害復旧計画
 第6節 被災中小企業等の復興

新	旧	備考
<p>第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災農林業者に対する支援</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する対策】</p> <p><u>ア 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用。</u></p> <p><u>(ア) 天災資金</u></p> <p><u>(イ) 日本政策金融公庫資金</u></p> <p><u>(ウ) 農業災害資金</u></p> <p><u>イ 町、日本政策金融公庫等を通じ、アに掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底。</u></p> <p><u>ウ 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。</u></p>	<p>第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災農林業者に対する支援</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>被災農林業者等の経営安定又は早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する対策】</p> <p><u>ア 天災資金</u></p> <p><u>「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、政令で指定する災害によって損失を受けた被害農林漁業者等に対し、金融機関が次の資金を融資する体制を整える。</u></p> <p><u>(ア) 被害農林業者の経営安定に必要な資金</u></p> <p><u>(イ) 被害農林業組合等の事業運営資金</u></p> <p><u>イ 日本政策金融公庫資金</u></p> <p><u>「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、(株)日本政策金融公庫が被災農林業者及びその組織する団体に対し、次の農林業資金の融資をする。</u></p> <p><u>(ア) 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金</u></p> <p><u>(イ) 被害農林業者の経営再建等に必要な資金</u></p> <p><u>(ウ) 復旧造林、林業種苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金</u></p> <p><u>(エ) 被害農林業者の農林業施設復旧に必要な資金</u></p> <p><u>(オ) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金</u></p> <p><u>ウ 農業災害資金</u></p> <p><u>「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対し、金融機関が農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。</u></p> <p><u>エ 農業災害補償</u></p> <p><u>「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償する。</u></p> <p><u>被害の補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払いにより農業経営の安定化を図る。</u></p> <p><u>オ その他の制度</u></p> <p><u>例年生産米穀を政府に売り渡していた完全保有米農家が広範囲の災害のため生産者保有米穀に不足が生じ、一般配給によっては再生産に支障があると認められるときは加配措置が講ぜられる。</u></p>	

第2編 風水害対策編

第3章 災害復旧計画

第6節 被災中小企業等の復興

新	旧	備考
<p>2 被災中小企業者に対する支援</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。</p> <p><u>また、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>2 被災中小企業者に対する支援</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。</p>	